慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自由党静岡事件裁判小考
Sub Title	A Brief study on the trial of Shizuoka Jiyūtō Case
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.5 (1967. 5) ,p.1- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19670515-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自 由 党 静 岡 事 件 裁 判 小考

手

塚

豊

はしがき

静岡事件の概要

四 Ξ むすび 静岡事件の裁判

は し が き

おいて主として強盗傷害の罪名で処断されたのが、 陰謀を企て、明治十七年一月以降、約二ヵ年にわたり、その軍資金集めのための強盗を静岡周辺で行い、東京重罪裁判所に 岳南自由党の鈴木音高、 湊省太郎等が、遠陽自由党の中野二郎三郎、 いわゆる自由党静岡事件である。 山田八十太郎等と結び、明治政府打倒、 高官暗殺の

民権史」(明治三十六年)、 従来の自由民権運動関係の文献で、この事件を伝えるものは、 田岡嶺雲「明治叛臣伝」(明治四十二年)、「自由党史」(明治四十三年)、斎藤熊蔵(2) かなり多い。 戦前のものとしては、例えば関戸覚蔵「東陲 「日本政党発達史」

自由党静岡事件裁判小考

(大正六年)、伊藤痴遊「明治裏面史・続篇」(大正十三年)、静岡県警察部「静岡県政党沿革誌」(大正十五年)、「伊藤痴遊全集」(4) ものである。また、小冊子ではあるが、同事件のみを取扱つたものに、佐野潔「静岡事件の回顧」(昭和三年)もあつた。(ほ) 第九巻(昭和四年)、油井熊蔵「秩父事件と其前後」(昭和十年)、鈴木清節「三河憲政史料」(昭和十六年) などが、(7) その主なる

科辞典」「日本歴史大辞典」「日本近代史辞典」などである。(5) 権時代」などがそれである。 例えば田中惣五郎「日本の自由民権」、安東重起「自由民権の犠牲者」、鈴木安蔵「自由民権」、前田蓮山「自由民(コ) (コ) (3) 明治自由民権運動史の研究は、とくに活潑となつたので、そうした文献の中で同事件にふれているものもすくな また、辞典類の中にも、静岡事件を独立の項目として取りあげているものがある。「世界大百

者の北海道集治監での動静を考証した供野友吉「北海道へ送獄された人々」「北海道で獄死した原と湊」「静岡、名古屋事件 である小池勇の伝記の研究から 同事件を追求した村上貢「静岡事件の一考察」、「静岡事件参画者小池勇の半生」、事件関係②) 静岡で発行されていた静岡大務新聞の 同事件に対する動向を考察した 住谷申一「静岡事件と大務新聞」、事件関係者の一人 最近の特殊研究の主なるものとしては、事件の社会経済史的基盤を解明した原口清「静岡事件の社会的背景」、事件当時(常)

太郎「近世見聞・新静岡物語」などにも、事件の梗概もしくはその一端が述べられている。(3) の人たち」などがあり、 新聞連載実話、小説風の読物類として、古くは明治二十七年の都新聞に連載された「国事探偵」あるいはまた(%) また静岡地方の出版物では、滝静雄「静岡警察裏面史」、県勢研究会編「静岡社会文化史」、桜井信(3) (3)

ある。 山雨楼主人(村本喜代作)「慶安騒動と静岡事件」、さらに明治百年を記念して書かれた毎日新聞静岡版の「静岡事件」などが(※) 大正十五年の静岡新報に連載された「明治政史・静岡事件」があり、 最近では、 尾崎光暲「岳南自由党と静岡事件遺聞」、 (※) 「国事探偵」は、 また「明治政史」は、当時存命中の関係者の一人である鈴木辰三から資料の提供をうけたものであるだけ まだ事件関係者が服役中の時期に、 その検挙に当つた警視庁係官の談話をもとにして書か

に、 いずれも読物ではあるが他にみられない貴重な素材をふくんでいる。「慶安騒動と静岡事件」は、 静岡郷土史界の長老

の筆になるものとて、 これまた講談調の実録として軽視するわけにはいかない。

史の一部として静岡事件が取扱われる場合、 日まで少しも分析されないままにおかれている」と指摘されるのはなぜか。それは、これまでのところ、静岡事件を全般的(37) かかわらず、 して著しい立ちおくれがみられるのである。 とんど一歩もぬけでていないからである。 に採りあげ、事件の背景、 このように、 事件そのものの究明はなされていない。要するに、 現在の学者によつて「静岡事件――それは 静岡事件関係の文献は、これを他の自由党関係暴動事件のそれと比較して、決してすくなくない。 規模、推移、そしてまた裁判の経緯などを詳細に検討した論考はまだあらわれず、 原口氏の前掲論文は、 それに関する記述は、「東陲民権史」「明治叛臣伝」「自由党史」の記事から、 『明治叛臣伝』や『自由党史』にわずかに書かれている程度で、 きわめて意欲的な研究ではあるが、 静岡事件の研究は、 他の自由党関係暴動事件のそれと比較 事件周辺の事情の考察 自由民権運動 それにも ほ

された「自由党史」などの線に低迷しているのは、そうしたことも一つの原因であろう。 動史の研究家によつては、全く無視されるかまたは全くみのがされている。 前にも述べたごとく、 むしろ読物風の文献の中には、素材的に注目すべきものがあるにも拘らず、 静岡事件の解明が、 いまもつて明治時代に出版 それらは、 自由民権運

する資料のみにすぎず、寔に不十分な考証しかなしえないのは甚だ残念であるが、止むをえない。本稿を「裁判小考」と題 災によつて失われた現在、 のような問題点があつたかを考察するのが目的である。 静岡事件の全般的な究明を試みるものではなく、ただその裁判がどのような経過にて行われたか、 私としては望外の幸である。 公文書の披見はほとんど不可能であり、それがため利用できるのは、 しかし、 東京地方裁判所検事局 他日、 静岡事件の綜合的研究が行われる場合、 (現在の東京地方検察庁) 主として前掲読物類に散見 所蔵の裁判関係書 なにほどかの参考と そしてまたど が戦

Ξ

した所以である。

- î 関戸覚蔵「東陲民権史」(明治三十六年)・五八四頁以下。
- 2 田岡嶺雲「明治叛臣伝」(青木文庫版)・一一八頁以下。
- 3 「自由党史」(岩波文庫版)下巻・一一九頁以下。
- 4 斎藤熊蔵「日本政党発達史」(大正六年)・一三三頁以下。
- 5 伊藤痴遊「明治裏面史・続篇」(大正十三年)・三二六頁以下。伊藤仁太郎氏は事件関係者の一人であるから、講談読物でも、その内容は貴
- 6 静岡県警察部「静岡県政党沿革誌」(大正十五年)前編・七頁以下。同書は、県警察部高等課が部内に配布した資料である。
- 7 「伊藤痴遊全集」第九巻(昭和四年)・二九〇頁以下。
- 8 油井熊蔵「自由党事件史・秩父事件と其前後」(昭和十年)・三三九頁以下。
- 9 鈴木清節 「三河憲政史料」 (昭和十六年) ・一四八頁以下。
- 佐野潔「静岡事件の回顧」(昭和三年・東京静岡県人社刊)・全二五頁。著者は静岡出身の弁護士である。
- が明るみにでたことと思われる。寔に惜しむべき中断であつた。 件の部だけで中絶、静岡事件にまで筆が及んでいない。福島事件の記述から推測して、もしも静岡事件が書かれていたとすれば、種々の新事実 き」によると、静岡事件の部は、当時まだ生存していた鈴木辰三の回顧談を材料にして書く予定としておられる。しかし、同稿は序論と福島事 十年四月二十五日まで二五九回)「自由党暴動時代」は、 読物風のものではあるが、 非常に詳しい自由党暴動事件の研究である。その「はしが 田中惣五郎「日本の自由民権」(昭和二十二年)・一八三頁以下。なお、田中氏が戦前の信濃毎日新聞に連載された(昭和九年六月二日から
- 安東重起「自由民権の犠牲者」(昭和二十二年)・一五七頁以下。
- 鈴木安蔵「自由民権」(昭和二十三年)・四四二頁以下。
- 13 前田蓮山「自由民権時代」(昭和三十六年)・二八一頁以下。

14

- 15 「世界大百科辞典」第十三巻(昭和三十二年)・一二四頁。執筆者は大江志乃夫氏である。
- 16 「日本歴史大辞典」第九巻(昭和三十三年)・二四七頁。執筆者は原口清氏である。
- 17 「日本近代史辞典」(昭和三十三年)・二四〇頁。執筆者は長谷川昇氏である。
- 住谷申一「静岡事件と大務新聞」・同志社人文学第五〇号(昭和三十五年)・四四頁以下。 同論文は連載の筈のところ、一回限りの未完結で

原口清「静岡事件の社会的背景」・「民権運動の展開」・明治史研究叢書第二期第三巻(昭和三十三年)・三〇頁以下・

終っている。

聞であり、「大務」 なお、静岡大務新聞は、 はタイムズの「タイム」と語呂を合せたものである(萩田長太郎稿、安本博編 明治十六年に静岡新聞が改題したもので、 同十八年、 函右日報を合併、 「静岡新聞小史」・静岡市史研究紀要第一号・ 明治二十年前後には、県下に隆盛を誇つた新

- (20) 村上貢「静岡事件の一考察」・郷土史研究第七号 (岐阜県土岐商業高校・昭和四十一年)・1一一頁以下、「静岡事件参画者小池勇の半生」 〇 た「自由民権新史料・小池勇自叙伝」廿二完(歴史評論昭和三十二年十月号・七三頁以下、十一月号・四七頁以下)の「あとがき」も、 二完歴史評論昭和三十八年六月号・六一頁以下、八号・六八頁以下。 |画者小池勇の明治十九年日誌」(郷土史研究第六号・昭和四〇年・三三頁以下)もあり、また「岐阜県における自由民権運動の一断面」(岐阜 執筆である。そのほか、同氏には「小池勇関係史料 ――自由民権運動を中心として」(「明治史研究叢書の栞」第一号・三頁以下)、「静岡事件 なお、岐阜県高校社会科教育研究会多治見支部郷土史部会の名で発表され
- 21 (昭和三十六年)・一〇頁以下、 供野友吉「北海道へ送獄された人々」・北海道地方史研究第一四号(昭和三十年)・一六頁以下。「北海道で獄死した原と湊」・同前第三九号 「静岡、 名古屋事件の人たち」・同前第四四号(昭和三十七年)・一五頁以下。

県高校社会科教育研究会々報第四号・一頁以下)においても、小池と静岡事件の関係に論及されている。

- (22) 滝静雄「静岡警察裏面史」(昭和四十一年)・四○頁以下。
- 23 静岡社会史の著作としては奇妙な印象をうける。 静岡社会文化史」(昭和三十年)下巻・五九頁以下。同書には、 静岡事件の社会的背景の記述はあるが、 事件そのものの説明は全く存在せ
- (24) 桜井信太郎「近世見聞・新静岡物語」(昭和三十七年)・四六頁以下。
- 機微にふれる個所もあるので、 る場面であるが、その回を最後として連載は打ち切られ、何等のことわり記事も載つていない。物語はかなり潤色されてはいるが、なお事実のそして、姓名のみならず、年月日もすべて架空のものに置き変えられている。第八十六回(同年五月十日号)は、警視庁で一斉検挙の手配をす るが如きは本旨にあらざれば、探偵の姓名を仮名にすると同時に、主謀者関係者の姓名も、正邪の別なく悉く仮名にすることにせり」とある。 ヒン剝きやるは愉快にはあれども、元々事実の而白さを示すのみが、編者の探偵叢話を綴る当初の趣意にして、為めに現存せる人々を恥かしむ たく思へども、中には真実なる憂国正義の志士もあり、又彼の紳士志士面して其実犬となり、スパイとなり、友を売る奴輩の如き、 事件なり」「事件は世人の特知る如く裁判落着の上は、 常事犯として其共謀者は今猶ほ現に獄中にあるなり。 然れども是れ裁判落着の上のこと 都新聞の明治二十七年一月二十三日から五月十日まで八十六回に亘つて連載された「探偵叢話其二十三・国事探偵」である。 落着当時までは、 謂ゆる国事探偵政事探偵は面白からんとのお望みありたれば、二三老練探偵に就き捜り調べたるに、第一番に得たるは 探偵も国事犯として探偵し、法官も国事犯として審問したるなり…… 成るべくは主謀者関係者の姓名も其ままに記し 警視庁によつて掲載が差し止められたものと思われる。なお、 同稿の筆者は明記されていないが、 その 同紙記者高谷 其化の皮を

偵実録物を発表した人である。この訃報は、明治大正の新聞広告史を研究しておられる藤田幸男氏の御教示による。その御厚意を謝す。 為之である(大正二年五月十日・都新開所載の同氏訃報参照)。高谷氏は警視庁の警官から明治二十五年同社に入り、 約十二年在職、

ても一々訂正増補して行くつもりです」といつている。これにより素材の出所は明らかであろう。因みに沢田寧は事件当時、浜松に居た自由党 料を多数得て帰岡しましたので、更に一段の確信と興味とを以て筆を執つて居ります。既に本記事は五十余回脱稿して居りますが、これに対し 同氏を訪問した所、十余時間に亘る事実談と併せて、当時の予審調書(予審決定言渡書であろう――手塚註)、判決言渡書等有力にして確実な材 西」となつている。社内の記者の筆名と思われるが、その人を確めえない。その序言には「今や当時の人々が多く古人となり、此事件は材料の 勝として知られていた人で、事件関係者と密接な交渉があつた。 系の有力代言人で、一時は関係者の一人といわれたこともある人、 久野幸太郎は 自由党名古屋事件の関係者で、 出獄後、 名古屋から浜松へ移 載せ「最近図らずも、同事件の頭目たりし鈴木辰三氏が、東京芝白金丹波町に今尚ほ爨鑠として余生を送つて居ると聞き、直に上京して親しく 上たき女に得た材料も有力なものであつた」と述べているが、連載途中の二月十四日号に「静岡事件に就き読者諸君に告ぐ」という特別記事を 蒐集に頗る困難を感じたのである。浜松の沢田寧、久野幸太郎の諸氏に負ぅ所もある。伊藤痴遊氏に教へられた点も尠くない……安倍川町の川 静岡新報の大正十五年二月三日から七月一日まで前後編合せて百二十回に亘る連載読物で「明治政史・静岡事件」と題され、筆者名は 晩年浜松の歌舞伎株式会社の社長となり、また質屋も経営して相当の資産家となつていた人、さらに川上たきは、事件当時、静岡の名妓小

- 27 尾崎光暲「岳南自由党と静岡事件遺聞」・「尾崎光暲遺稿集」(昭和二十九年)・九七頁以下。
- には「静岡事件関係者清水高忠― 山雨楼主人(村本喜代作)「慶安騷動と静岡事件」(昭和三十四年)・六一頁以下。なお、村本氏が発行されている静岡の郷土雑誌「うわさ」 ―北海道集治監での史料」(昭和三十八年九月号・一一頁以下)が発表されている!
- 「明治百年静岡県の歩み(五四、五五)・静岡事件」・昭和四十一年十月二十五日、十一月一日・毎日新聞静岡版
- 原口・前掲静岡事件の社会的背景・前掲明治史研究叢書・三三頁。

静 岡 事 件 の 概 要

静岡事件は岳南自由党と遠陽自由党の有志が合体して計画したものであつた。 伊藤痴遊氏は、 次のように述べている。 事件前の東海道中部における自由党の状況

を

箱根から西の方へ、東海道に沿ふて、大小様々の都会がある。何れの地に行つても多少の自由党はあつて、 相当の勢力は占めて居た。

松には山田八十太郎、中野次郎三郎、沢田寧等と云ふ連中が居て、岡崎のよりは一層の勢力があつた。それから静岡には鈴木音高、前島冉、此三方面の自由党が、最も能く活動したのである。岡崎には国島博と云ふ男が居て、それが首領株で、相当の勢力を有つて居た。浜 静岡にあつたのが岳南自由党、浜松にあつたのが遠陽自由党、岡崎にあつたのは岡崎自由党、其他にも沢山あつたけれど、 凑省太郎 広瀬重雄(藪重雄――手塚註)、 是等の連中が羽翼を張つて、岳南自由党の名は、中央へも強い響を有つて居た位であ

どうしても岳南自由党の方へ、近付いて行くのが当然のことであつて、鈴木の一派と、此連中が遠く連絡を執つて、愈々事を起す、と云 主義の人で、余り激しい運動には同意をしなかつたけれども、遠陽自由党の方には山田と中野が居て強烈な革命思想を有つて居たから、 岡崎の自由党には、 国島の外に、後藤文一郎、福岡精一の二人が居た。其他にも相当な人物はあつたけれど、どちらかと云へば、

ふことになつたのである

る (中略)

島は攪眠社を起し、十月から「東海暁鐘新報」を発行して自由民権思想を唱えた。しかし、十月八日の静岡小川座の演説で、(3) 静岡における自由民権運動の先駆は、明治十二年十一月、前島豊太郎が創立した静陵社である。つづいて十四年四月、前 ここにでている岳南、遠陽両自由党の人々の中、前島、沢田をのぞき、他はすべて静岡事件によつて処刑された人々である。 (大政官布告第一一○号)違反に問われ、十二月二十三日、静岡裁判所で禁獄三年罰金九百円の刑の宣告をうけ、明治八年六月二十八日)違反に問われ、十二月二十三日、静岡裁判所で禁獄三年罰金九百円の刑の宣告をうけ、

党の有力者であつた。遠陽自由党は、 名の同志が集まつていたといわれる。攪眠社の社主は、前島豊太郎の入獄後、弟の格太郎がそれに就任、 たのである。静岡事件当時の同党の中心人物は、前掲伊藤談にあるごとく、鈴木音高らであつて、幹部級だけでも約六十余 の下獄前後の頃、その傘下の一人であつた土井光華が中心となつて岳南自由党が結成され、県下の名士も多数それに加盟し 上告も容れられず、 翌十五年三月二十七日、大審院の上告棄却によつて刑が確定、下獄したので、彼の声望はおちた。前島 前島豊太郎の同志であつた中野二郎三郎が、遠州方面に勢力を伸ばすために浜松へ転 彼もまた岳南自

遠陽自由党と岳南自由党は、いわば双生児であり、両者が密接に合流して同一陰謀を企てたのも、 決して故なしとしない。

居し、沢田寧、鈴木貫之らと共に結成したもので、その創立は十五年八月十三日であつた。(8)

八

党春期大会に、鈴木は出席しているから、その前年に板垣と絶交したということには、疑問がもたれる。前掲明治政史は、(堂) 当時すでに鈴木一派の軍資金集めの強盗は頻々と行われていたから、その頃ならば、板垣の漸進論と鈴木の急進論とが衝突 別の詩」を書いて送り返し、絶交を宣した時点であつたという説がある。しかし、十七年三月十三日、東京で開かれた自由(9) 本槍」の政府顚覆策を練り、十一名ずつを一組とする「五番手」までを組織する計画を立案、同時に鈴木が板垣の写真に 両者が絶交したことも十分考えられる。すると、十一人ずつの五組合計六十六人を以て暗殺隊を組織する鈴木の計画が 鈴木絶交の件を、十七年の秋としている。伊藤痴遊氏の説も同様である。自由党の解党は同年十月二十九日であり、(1) 岳南自由党の鈴木音高はそれを潔しとせず、板垣の意向に正面から反対し、憤然として静岡へ帰り、直ちに「暗殺一 明治十六年の秋、 外遊から帰つた自由党総理板垣退助が、党の方針として漸進、 穏健主義を唱えたの

前掲自由党史は這般の事情を、 しかし、鈴木一派の計画は最初から暗殺をめざしたものではなく、当初は大がかりな挙兵計画をもつていたようである。 次のように述べている。(4)

練られたのは、十七年の秋であつたとみなければならない。

するに足らざるを思ひ、広く天下の同志を糾合するの必要を感ぜるもの、是に於てか、一般的大動乱の陰謀成れり、 専制政府を顚覆して、完美なる立憲政体を樹立せんにはと。然れども彼等は僅々一地方の暴発は、以て軍隊と警察力とを有せる政府に抗 望むは木に縁つて魚を求むるの類のみ。従来政府の行動を以てすれば、廿三年の国会開設は到底信を置くに足らず、是故に如かず、 政府の暴圧は日一日に加はり、同志の集会条例違反、官吏侮辱罪に問はるゝ者多く、皆な以為らく、今日の政府によつて憲政の樹立を

挙の平尾八十吉と通じ、又た飯田事件の村松愛蔵、八木重治、名古屋事件の奥宮健之、久野幸太郎、 手塚註)に会し、藪(重雄――手塚註)、村上(佐一郎――手塚註)等は大阪事件の内藤六四郎と通じ、宮本(鏡太郎― の鎮台を襲ふて之を奪取し、 即ち党員各々部署を定めて、各地の自由党員と謀を通じ、山岡(鈴木音高――手塚註)は茨城に至りて富松 (正安、加波山事件関係者 而して当時茨城、 栃木、 宮城、 以て之に拠り、 秋田、 福島の間にありては、 政府顚覆の計を画せんとしたるも、 福島、 栃木の暴圧を動機として、 加波山の激挙の期に先つて起りしが為めに機を誤り、 東北的大動乱の陰謀あり。 塚原九輪吉等と共に暗に気脈を通ぜ -手塚註) は加波山激

加波山の激挙あり、 志雌伏して時期の臻るを俟ちつゝありしが、 終に暗殺主義に変ずるの已むなきに至れり。 次で秩父の暴動、 飯田、 名古屋の獄相尋で起り、十月には自由党の解党するあり、全国的大動乱を目的とする所の挙 静岡同志の陰微なる運動は、又た是にも及びたるなり (中略)。幾くも無くして十七年九月に

伊藤痴遊氏もまたそうした事実を肯定して次のように述べている。(ほ)

或は群馬の宮部一派 此の連中の計画は、 () 全国の党員と欵を通じて、所在一時に蜂起して、目的を遂げようといふのであつた。鈴木は、関東各地を抜踄して、 ――手塚註)、或は茨城の富松一派と幾度か秘密会を続けて、頻りに事件の進捗を図つた

究においても、 た自由党関係諸暴動事件が、 前掲明治叛臣伝によると、 まだ定説はないが、終戦後発表された「小池勇自叙伝」などによつてそれを肯定する村上貢氏の説に、(注) 鈴木が富松らと連絡したのは「丁度明治十七年の春」であつたとしている。 一連の「一般的大動乱」の部分的暴発であつたかどうかについては、 現在の自由民権運動史研 当時各地に続出し 私は

れがため鈴木一派の計画も止むを得ず、 こうした「一般的大動乱」も、 その計画が熟せざる間に、 暗殺主義へと転換したのである。 各地において個別的暴動事件が勃発したため遂に挫折した。そ

なお、

十七年秋、鈴木は松平を通じて中条を勧誘したが、彼は同意せず、計画は不成功に終つた。 郎のひきいる元勤番組三十余名、 は の中心人物は中条であつた。 遠州の三方ヶ原などで農業を営んでいた。この中、 鈴木と中野の謀議によるものであつた。当時、 鈴木一派の計画の中に、結果的には失敗したが、徳川旧将軍の擁立策があつたことを忘れてはならない。この策略 一説では、 中条順之助 中条は二百名の旧幕臣を輩下にもつて、 (景昭) のひきいる元新番組 旧将軍家は静岡に閑居し、 鈴木が注目したのは、 (幕府時代の精鋭隊) 六十余名が 定住していた。その(家) 金谷原の旧幕臣である。ここには、 多くの旧幕臣は、 千四百町歩を開墾していたともいわれる。 前掲自由党史も「当時静岡に在 藤枝の 田 中 榛原郡の金谷 松平源次

薩長の政府を打倒した後、 としたことは、もちろん旧幕府体制の復活を企図したわけではなく、それにより王政復古に不平を抱く旧幕臣を懐柔、 を恐れて之に反対する者ありしが為めに果さず」と述べている。自由民権思想を掲げた革新運動の中心に、 りし徳川慶喜を擁立し、其旧臣の農に帰して金谷ケ原に在る者をして、之が用を為さしめんと謀りしも、累を旧主に及ぼす し、彼等の人数とその武力を利用する方策にすぎなかつたと思われる。しかし、旧旗本の二男であつた鈴木音高の胸中には 旧将軍並びに旧幕臣をふたたび政治の表面に―― 幕政時代とはちがつた形ではあるが 旧将軍を据えん ---押しだ

す考慮が全く去来しなかつたとはいいきれないであろう。

段は、単に軍資金集めのためのみでなく、一派の者に破廉恥罪を犯さしめ、同志からの脱落と秘密の漏洩をふせぐためでも 木一派が軍資金調達の方法として強盗を計画し、同年二月頃からその実行に入つたことだけはたしかである。 十七年一月の頃、 て提案されたかは明らかでない。十六年十一月下旬、鈴木と中野が期せずして一致した謀議であつたともいわれるし、また、(※) もせよ、彼等に必要なのは軍資金であつた。その調達方法として考えたのが強盗である。そうした計画は、何時、 以上に述べたごとく、鈴木一派の計画は、 湊が真野真恷と相談し、鈴木がそれに賛成したという説もある。要するに、十七年一月前後の頃から、鈴(si) 最初の「一般的大動乱」から暗殺主義へと転換したが、いずれの手段を採るに 強盗という手 誰によつ

ので、 際には は被告悉くが一切口を緘して語らぬ事にして、問はるゝまゝに返事をし出来る限りは 前掲明治政史の筆者は「之れを……当時の張本人である鈴木辰三氏について訊すと、裁判所や警察に於ける取調べに対して 判決の結果によると、強盗十件、強盗未遂六件で、強奪金の合計金四百八十八円三十銭他に物品若干となつているが、実 寧ろ裁判所の調書の方が不完全であるとの事であつた」と述べている。しかし、それだけの強盗を行つて調達した金 「強盗の数は五十余回約六十回に達し」「資金調達は僅に総計五百円位」と伝えられている。このくいちがいについて、(窓) 『知らぬ存ぜぬ』の一点張りで通した

あつた。

から高官暗殺主義 であつたともいわれる。この目標と現実の調達とは余りにもかけはなれていた。このことも、 革命の軍資金としては、寔に不十分なものであつた。当初、中野が目標とした金額は、一万六千円乃至二万円 ――それは比較的経費がかからない――へ変つた一つの原因と考えられる。 鈴木一派の方策が、挙兵主義

事件といわれているが 裁判の経過にあらわれた鈴木一派の犯罪行為、すなわち強盗事件と若干の関連犯罪、そしてまた彼等の犯した強盗 (推定されるものを含む)、裁判においては採りあげられていないものなどの一覧表を掲げよう。

すべて年代順である。 本表は、予審終結言渡書、公訴状、 判決書を基礎とし、前掲明治政史の記事、当時の静岡大務新聞などを参照して作成した。事実は

- 罪名欄の強盗は、「持兇器強盗」(明治十五年刑法第三七九条、以下、旧刑法と略称する)が多いが、すべて「強盗」と略称した。
- この種の犯罪事実は一応の「推定」としてのみ、参照願いたい。 分であり、また、単なる推測にもとづく摘出であるから、彼等の犯行と断定するには余りにも不正確である。したがつて、本表における 強盗事件はその半分にも達しない。それがため、静岡大務新聞の記事から、彼等の犯行と思われるものを撰びだしても、 七軒に達している(明治十七年九月二十五日・静岡大務新聞所載の「本県警察報告」による)。 それにも拘らず、 新聞で報道されている 未逮捕と思われるものである。しかし、当時、強盗事件は全国的に非常に多く、静岡県下でも十七年前半六カ月間の「押込」軒数は九十 して掲げた。選定の基準は、明治十七年一月から十九年六月までの期間に、彼等の行動範囲内で発生した二人組以上の強盗事件で、犯人 予審終結言渡書、 公訴状、 判決書にでていない強盗事件で、彼等の犯行と推定されるものを、当時の静岡大務新聞の記事から選びだ
- 4 前掲明治政史の中には、予審終結言渡書、公訴状、判決書にはでていない犯罪事実を記載しているので、それも掲げた
- 5 陥を補い得たわけである。 た謄本から、 書」・静岡市史史料第二九冊・昭和四十二年刊がある)。供野氏の蔵本は、空知集治監書記妻木与十郎が、明治二十四年五月八日に作成し 五日・静岡新報)のもの 予審終結言渡書は、前掲明治政史所載(大正十五年五月二十三日、二十五日、二十六日、二十七日・静岡新報)のものによる。公訴 明治二十年七月四日、 後年、供野氏が写されたものである。前掲明治政史所載の判決書は、 供野外吉氏所蔵の 判決書写本によつて 校訂増補したものによる (この訂正済判決書の覆刻に、「静岡事件公訴状、 (拙稿 貴重な資料を提供された供野氏の御厚意を感謝したい。 五日・時事新報所載のものによる。また、判決書は、 「自由党静岡事件判決書──続・明治法制史料雑纂(八)──」本誌第三九卷一号七○頁以下は、この覆 重要個所で脱落があるが、供野氏蔵本によつてその欠 前揭明治政史所載(大正十五年六月二日、 三日、四日

この点は註記しない。

(6) 年月日、時間、犯罪地、被害者名、被害品などは、判決書にある事件についてはそれにより、予審終結言渡書、公訴状との相違は、備 考欄に註記した。なお、予審言渡書、公訴状には被害者の住所の番地を記したものも多いが、判決書ではそれらをすべて省略している。

					_		
強盗未遂 後八時過 十七年五月十八日午	独盗未遂 独盗未遂	四月十日)夜(c) 四月十日)夜(c)	強盗未遂同年五月初旬	夜 夜 強 盗 治 一 一 一 一 七 日 二 十 七 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	前二時過 強 盗	強 盗 午後十一時頃 中間二十五日	罪年月名日
静岡安西三丁目・伊藤朝次郎	国立第三十五銀行の東京への公 国立第三十五銀行の東京への公 を達せず。	古金刀剣時価三百円。	奪わず。 奪わず。 が、所持金二円のみ。 藤枝、静岡間宇津谷峠で旅役者	十銭紙幣天保銭合計一円二十銭。庵原郡江尻宿東裏・妙盛寺	金五円、郵便為替、切手一枚。	金十円。 志太郡前島村・黒石老竜	の他犯罪行為犯罪地・被害者・被害品・そ
3					2	1	番事言子 号件渡審
3					2	1	号件状公 番事語
12					3	2	番事判 号件決
鈴宮	木中	真木藪鈴鈴湊	藪清	鎖	浅木鈴湊	清清	犯
木本	原野	の野原 不木	水	^表 刀人	井原木省	水水	
競 辰 太	他 成郎 数 三	他 重真成 ^重 音辰太	重綱	27	満成辰太	高綱	
三郎	数 三 名烈郎	名悠烈雄高三郎	雄義	組	治烈三郎	忠義	人
公訴状には「安西三番町二	ている(一三二頁)。 なお、村本・静岡事件は、 報による。	報による。	明治政史・大正十五年二月1	十七年三月二十九日・静岡	円」強奪したと報じている。 十七年二月二十六日・静岡大郎」「五円六十銭」とある。 多書護書には「五円五十銭	公訴状の記載が正しい(ぬ)。「午後十二時頃」「宗乗寺」子審言渡書には「午後十二	储
一十一番地伊藤朝太郎」とある。	件は、この事件を十七年二月頃とし年二月二十一日、二十三日・静岡新	月二十五日、二十六日・静岡新	7二十五日・静岡新報による。	大務新聞の記事による。	5大務新聞は「五人組」が「五会程」、公訴状には「大塚大二	。「黒石喜竜」とある。寺名は 時頃」「宗華寺」、公訴状には	考

傷害 一七年九月一日午後 一十七年九月一日午後	強一時頃 後十一時頃 盗	強 盗 午前二時頃 午前二時頃	十七年七月十五日午 強盗未遂	職物寄蔵 十七年七月	強 盗 強 盗	強 盗 強 盗	出来 (旧暦五月) 出暦五月) (田暦五月)
山田源五郎軽傷志太郡相賀村・山田源五郎	金二円、コウモリガサ一本。有渡郡古庄村・川口直次郎	金三円三十銭。野庄作の田一丁目四十八番地・長	志太郡上青島村・岩本太郎兵衛	干を鈴木辰三からあづかる。室田が石川方強奪品の内銀貨若	数通。 数通。 数通。 数通。 数通。 数通。 数値時計一個、証書 大二円余、銀側時計一個、証書	被害不明。有渡郡中島・福島某	強奪して逃げたが、開けられず。
6			5	20	4		
6			5	20	4		
1	,		13	20	4		
清清湊	=	=	小藪清清湊	室	小村藪鈴清鈴宮湊		木村清鈴宮
水水省	(抜人	人	池 水水	田	上 木水木本 池佐 给劣	八	原上水木本 佐 鏡
高綱太	刀		重高綱太	半	地佐重音綱辰 太太 一 一 一 一 一 一	名	成一網辰太
忠義郎	(組)	組	勇雄忠義郎	=	勇郎雄高義三郎郎		烈郎義三郎
	十七年八月十九日・静岡大務新聞の記事による。	かどうかは不明。		の職品たる銀貨をあづかつたものとしている。 予審言渡書、公訴状では吉田清慎方強盗(十七年十月)	十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。 十二円八十銭」とある。	明治政史・大正十五年二月十九日・静岡新報による。	明治政史・大正十五年三月二日、三日・静岡新報による。

(五八二)

2	
立	
$^{\prime}$	

四

予審言渡書の強盗の従犯を不服として故障申立を行い、強盗未遂の従犯と訂正され、公訴状ではそうなつていた。			22	19	19	小林が右の刀を、強盗の目的を	十七年十一月二十一
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	林喜作	小	19	19	19	本をあづかる。	十七年十月 職物寄蔵
二本」を奪われたと報じている。 一本」を奪われたと報じている。 予審言渡書には「衣類十四品」とある。十七年十月十四郎 予審言渡書には「衣類十四品」とある。十七年十月十四郎	本 鏡 太 版 太郎	鈴宮湊	5	7	7	静岡四番町・吉田清慎	後七時過 盗 盗
証拠不十分で無罪。 ご拠不十分で無罪。			22	20	20	事件の吉田方に道案内。	十七年十月十一日
組 十七年十月十七日・静岡大務新聞の記事による。	(仕込杖)細	=				金若干。	十七年十月十日頃
強姦等をなせし者ありと云ふ」と報じている。音高外二十六名::持兇器強盗に係る嫌疑にて殺傷強盗静岡事件検挙開始後の十九年七月三十日の同紙は「鈴木相」十七年十月十七日・静岡大務新聞の記事による。なお、	人組	=				金若干、家人を強姦。	十七年十月五日夜強盗強姦
一方五千円の銀行である。 一方五千円の銀行である。 一方五千円の銀行である。 明なれど、後掲金指銀行の例もあることとてここに掲げ明なれど、後掲金指銀行の例もあることとてここに掲げ	数 不 明	人				金庫を開けんとして果さず。 調貨三円。	在 強 盗 強 盗
男明治政史・大正十五年三月十日・静岡新報による。	地 八十太郎 勇	小山			•	奪うものなく、金を恵んで帰る浜松郊外、秋葉街道の農家。	右の事件より数日後 右の事件より数日後
明治政史・大正十五年三月七日、九日・静岡新報による。	他 二八 三郎士 三郎太 名郎郎	中川				犯人の内負傷者あり。 内山某負傷。 東地郡新津村野崎・接骨医内山敷地郡新津村野崎・	十七年九月二十三日 翌日) 遊盗未遂 傷盗未遂
岡新報による。 岡新報による。	他木 三音 名高	鈴				部某志太郡岡部村・呉服雑貨商・服	十七年九月中旬 (旧曆七月下旬)

予審言渡書、公訴状では「十二月二十三日」となつてい	/ 畑 常 兵 衛	大	17	17	17	大畑が、鈴木辰三、宮本鏡太郎大畑が、鈴木辰三、宮本鏡太郎	十七年十二月十日 強盗未遂 助
十七年十二月十六日・静岡大務新聞の記事による。	人 組	数				小判その他。	十七年十二月十日夜
予審言渡書、公訴状には「金三円六十銭衣類十九点」 ・ 大田品(八十円)、時計(二十円)、ラッコ帽子その他 ・ 中四品(八十円)、時計(二十円)、ラッコ帽子その他 ・ 中四品(八十円)、時計(二十円)、ラッコ帽子その他 ・ 大田田・静岡大務新聞は「古橋次郎蔵」 ・ 本名。	全 全 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	名足川小山中	7	11	11	金三円余、衣類。	後八時頃 強 盗 強 盗
十七年十二月十三日・静岡大務新聞の記事による。	(覆人) 面)組	四四				豊田郡尾呂村・池谷元十郎	十七年十二月九日夜
郎平」方の三人組強盗、被害二百余円と報じている。 十七年十二月七日・静岡大務新聞は「丸子駅戸長水公子審言渡書、公訴状には「二百二円」とある。	橋六十郎高三	高鈴鈴	6	10	10	有渡郡丸子宿・水谷九郎兵衛	十七年十二月五日午 後八時頃 強 盗
判決では証拠不十分で無罪となつた。 判決では証拠不十分で無罪となつた。 となつていたがの事実はない。検事が故障申立を行つた結果、それがの事実はない。検事が故障申立を行つた結果、それがの事実が免訴の言渡をなしたるため、予審決定書に			22	<u>し</u> 21	ts	市島格太郎が次の事件の水谷方 に金のあることを一味に通報且 で発生した。	十七年十二月
次郎」方の強盗未遂を報じている。おも、とある。一十七年十一月二十九日・静岡大務新聞は「瓜内村斎藤村七年十一月二十九日・静岡大務新聞は「瓜内村斎藤村とある。	原倉 邦徳鏡太 事 表 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 り 大 り り り り り り	上名足小宮湊	 15	9	9	敷知郡瓜田村・斎藤勘次郎	世 任 年 後 八 時 過 一 大 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 十 五 二 二 二 二
誠市」方で三人組の強盗未遂があつたと報じている。十七年十月二十三日・静岡大務新聞は「静岡屋形町小沢ている。	沢原木 幸成 郎烈三	平木鈴	14	8	8	静岡館町・小沢誠一	強盗未遂 強盗未遂

구
八八
四

一六

				-	-	-		
十八年四月二十六日・静岡大務新聞の記事による。	刀組	 拔人	=				金三百円。 お渡郡中島村・大森藤右衛門	在 強 盗 盗 強 盗
十八年三月十八日・静岡大務新聞の記事による。	器組	() 兇人	四四				主人負傷。主人負傷。	十八年三月四日頃
十八年二月十九日・静岡大務新聞の記事による。	刀組	放人	=				城東郡宮内村・水野和一郎	十八年二月十五日
十八年一月二十九日・静岡大務新聞の記事による。	器 組	(兇人	=				家人負傷。家人負傷。	傷 強盗未遂 傷 害
どうか不明。 十八年一月十三日・静岡大務新聞の記事による。抜刀か	組	人	=				静岡鷹匠町・藤波正章	十八年一月十一日夜 強盗未遂
子審言渡書では鈴木から「卅八円余」加藤から「十五円と鈴木辰三である。なお、金指銀行は明治十五年一月創立、資本金四万五千円の銀行である。	太良弥五伊郎辰太 三 郎八吉郎助郎三郎	○立倉村山湖野木本 ○邦 徳 二 鏡	足名川小潮中鈴宮	8	12	12	引佐郡三和村・金指銀行頭取鈴木八平 突、家内仙蔵、内山郁三郎、松下 突、家内仙蔵、内山郁三郎、松下 等、家内仙蔵、内山郁三郎、松下 が平治、森下儀三郎、鈴木房吉、 地下で、本下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十七年十二月二十六 強盗傷害
		野真	真	18	18	18	真野が鈴木辰三へ短銃を貸与。	十七年十二月 一十七年十二月
十七年十二月十六日・静岡大務新聞の記事による。	刀組	抜人	=				・ 金二円三十銭。 ・ 海野おため	中 中前一時頃 強 盗 盗
间前。	辰太 三郎	木本鏡	鈴宮	16	13	13	志太郡中新田村・大畑甚一郎	後十一時三十分頃 後十一時三十分頃 強盗未遂

+	七十	午十 強 後八	午十 強前八	十 強八	十強八	十 強 八
九年六月	強 盗 強 盗 一九年一月一日午後	(九時頃 一盗 一盗	海 海 海 海 二 一 時 頃 二 十 二 日 日 二 十 二 日 日 二 十 二 日 日 二 十 二 日 日 二 十 二 日 二 日 二 二 日 二 二 日 二 二 二 二 二 日 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	(年六月十九日	() () () () () () () () () ()	一 盗 月一日
折、減却した。 安田半二が鈴木辰三からあずか	金三十銭、衣類。	金二円、一分銀一個。	金六円他一品。	金八十円。 右渡郡池田村・町田清兵衛	安部郡大岩村・杉山市右衛門	衣類数品、金八銭。
20	16	15	14			
20	16	15	14			
21	11	10	9			
室	清清	清清	清清	=	三	=
田	水水	水水	水水	抜人	(抜人	(抜人
半	高綱	高綱	高綱	刀組	刀組	刀 組
	忠義	忠義	忠義		組	
	予審言渡書、公訴状では「衣類十四品」となつている。	れたと報じている。「一分銀一個、銅貨六十銭」を奪わ方に「二人組」入り「一分銀一個、銅貨六十銭」を奪わいる。十八年十二月十八日・静岡大務新聞は「狩葉実応」予審言渡書、公訴状では「鬼岩寺」「狩葉実雄」となつて	い。(も)稲葉俊重」となつている。寺名は、心岳寺子審言渡書では「心丘寺」「稲葉俊全」、公訴状でい。(も)	十八年六月二十一日・静岡大務新聞の記事による。	十八年五月二十日・静岡大務新聞の記事による。	十八年五月六日・静岡大務新聞の記事による。

註(a) 現在は藤枝市前島の宗乗寺である(静岡仏教会「寺院名鑑」・七五頁)。

十日・静岡大務新聞は「此の事件は……彼の当地の金満家宮崎総五方へ押入り、古金銀並に紙幣取交せ凡そ八百余円奪ひ去りし強賊の嫌疑な からなかつたためか、それともなんらかの理由でそれを除いたのか、真相は不明である。 鈴木一派の検挙がはじまつた直後、明治十九年六月一 予審終結言渡書、公訴状、 探偵にも、「宮崎」の本名を掲げてその状況を述べている(明治二十七年二月二十三日・都新聞)から、 運動にもなにほどかの理解はもつていたと思われる。にも拘らず、鈴木一派は彼の家を襲つたのである。この宮崎家強盗の一件は、前掲国事 年・一頁以下)。また、攪眼社の株主であつたから(「東京暁鐘新報株主連名簿」・静岡市史史料第四冊・昭和四十一年刊・一六頁)、自由民権 宮崎家は静岡地方屈指の名望家で、 総五は後ちには貴族院議員にもなつている(山田万作「宮崎総五君伝」・「嶽陽名士伝・ 明治二十四 判决書いずれの場合にも、この一件は採りあげられていない。裁判の際は、 鈴木一派の犯行であることが実際にわ 確かな事実とみてよい。 ところが、

白山党静岡事件裁判小考

警察当局も、それが彼等の犯行であることを十分に推察できた筈である。私は、警察当局が宮崎家の一種の名誉を重んじたためか、あるいは らんと伝ふる者あれど、真逆に去る兇悪なる所為を断行すべき人々とも思はれざれば、容易には信じ難き風説なり」(爭塚)と報じている。

宮崎家からの申入れをうけたためか、いずれかの理由で、取調べの際、この一件は彼等の犯行から抹殺したものと理解したい。

- c ならない。すると、明治政史の記事とは約一年のちがいがある。この点は疑問としておく。 の帰途のこととしている(明治二十七年二月二十三日・都新聞)。ところで、この事件は明治十八年四月二十二日のことで、 十八年十月二十二日、二十三日・静岡大務新聞)。 前掲国事探偵の記事が事実ならば、 宮崎邸強盗は十八年四月二十二日の出来事でなければ 辰三は官吏職務妨害(旧刑法第一三九条)の罪に問われ、同年十月二十日、静岡軽罪裁判所で重禁錮四カ月罰金五円の刑を言渡された(明治 前掲国事探偵によると、安部川畔で鍔本勝造(鈴木辰三の変名)が、巡査の職務質問をうけて抵抗したため逮捕されたのは、宮崎邸襲撃 これにより鈴木
- $\widehat{\mathbf{d}}$ 和三十二年十一月号・四八頁)。したがつて、九月に山田と共に強盗に入つたということには疑問を生ずる。 なお、 小池勇の自叙伝によると、彼は七月十三日の強盗に参加後、直ちに名古屋を経て多治見へ帰つている(前掲小池勇自叙伝⇔・歴史評論昭 旧暦の使い別けに、かなり錯誤があるように思われるが、いまそれは確めえない。 明治政史の記事には、
- 号・七七頁参照、 足立は「第八其一ノ行為」すなわち鈴木方強盗の件で強盗罪(旧刑法第三七八条第三七九条)を適用されている(前掲拙稿・本誌第三九巻一 の判決書写本(これにより前掲判決書を増補、訂正して覆刻した前掲静岡市史史料第二九冊・七頁参照)にも、鈴木方強盗の事実認定の個所 に、足立邦太郎の名は洩れている。(予審言渡書、公訴状では、いずれも足立の名が入つている)。ところが、判決書の法律適用の個所では 大正十五年六月五日・静岡新報所載の判決書(これを覆刻した前掲拙稿・本誌第三九巻一号・七五頁参照)にも、そしてまた供野氏所蔵 判決原本の脱漏か、それとも前掲静岡新報の記事並びに供野氏所蔵写本の脱漏か、いずれともわからない。 前掲市史史料第二九冊・一二頁参照)。とすると、「第八其一ノ行為」すなわち鈴木方強盗の個所に当然足立の名がある筈でも
- (f) 現在は藤枝市谷稲葉心岳寺である(前掲寺院名鑑・七七頁)。

関係者の一覧表を掲げよう。

右の一覧表には、鈴木辰三、宮本鏡太郎らの犯行と思われる宇佐美探偵殺しの一件が入つていない。これについては次節に詳述したい。

陳述(明治二十年七月四日・時事新報)による。 族籍、 生年月は裁判言渡書によつたが、 他の文献で多少補つたものもある。 前科は裁判言渡書の記載並びに公判初日の被告

	中中		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	日二鈴	宮 月二本	日一 海	人
	生十二			月三十一年	月二本生十二六鏡	月生 太郎	
	月生 五年六			一辰 年 六三	月二十 鏡太郎	大 年 二 郎	名
	松板屋町			商 两替町二丁目一番 開駅 「国有渡郡	都宮代官町五十一番,	岡通町研屋町十五番 静岡県駿河国安部郡	住
	平		並	地静	地字	地静	 族
	平 尺		平 民		族	族	籍
	学 塾 主		言三百代		無職	者 新聞記	職業
いの別 う前に *科 **********************************	罪五額書月明鳳丹 裁円二偽古 (力造十十舎 東 所 前 所 前 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 明 (東 五 等 八 五 在 五 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大	と罪別判いのに所う前官。		明り大次に治しの長い十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	う前官下鈴星 。科吏に木亨	郎長男	備
り取と財)。岡罰重日年長藩 軽金禁私十°士	と罪別判(罰重吏月明り大次いのに所) (罰重吏月明り大次いのに所) (副至禁抗二治し政郎 5 前官 軽加の日八と養の 報車 田田 1 大変 軽 1 大変 軽 1 大変 軽 1 大変 1 大変 1 大変 1 大			ありとい の経れの ありまれる。 のない からで からで からで からで からで からで からで からで からで からで	新八	考
名 月四倉 生十八日	足 月四立 生十 年 邦	二月生 二月生 市	小 二四山 月十	湖 一四十四 月 四	<u> </u>	山田八十太郎 三十六年十	人
八 _良 年八	 年 邦 十二	年 市	生四徳 年五 十郎	十 年 助		年太十郎	名
同 右	和村百九十六番地	摩郡長房村五十一神奈川県武蔵野国	松板屋町七番	岡屋形町三十二番地静岡県駿河国安部郡		松伝馬町八十番地寄	住
	看地 地 那三	十一番地	番地郡浜	-二番地		番地寄留	所
平民	平民	平 民	平民	平民	士族		族籍
が茶み	花 提 火 灯 職 職	菓子職	左官職	刀職	官 大元 左		職業
	罪裁判所)。 無数判所)。 無数判の重整 が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を が関立を がのる。 がの。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がの。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がの。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がのる。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの。 がの				いう。科の大学の一次の一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	は 月二十三日、 明治十八年十 日彦根藩士。	備考

-
Ō
五
八
八

	- 7				1		1			
月生八年五	高橋 六十郎		カ月 二年十二年十 男	月生 左一郎		月生 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土	月 生	二十六年七	月生 高 忠	月生 石十八年二 八年二 八年二
番	石川県金沢区桶町三十		田町岐阜県美濃国可児帯池	重原村重原村		中村二番町十五番地静岡県駿河国益津郡田		泉村百三十五番地静岡県遠江国豊田郡中	右	合村二十二番地
平民			平民	士族	Ī	士 英	拉		士族	士 族
無職		- Edit a Welling	教員	鉱山業	2	<i>写</i> 字 戦	作言人			農
		の前科あり。 第会条例違反	章県会議長。 者、後ちの岐 元愛岐日報記		かり。 例違反の前科 かり。	瀬。集会条例者、別名を広	米。出獄後渡	高次男。後ち旧幕臣山岡景	綱義の養子	
前島 格太郎	月宝	室田半二	大畑 四十二年 明本二年 生 生	小 林 喜 作	连生 三十年一月 野 真 然	平沢 三十年六月 平沢	カ月 五十八年九 原 春 夢		浅 井 満 治 三十三年四	木 原 成 烈
庄村六十二番地静岡県駿河国有渡郡古	戸田致教方同居	木村三十三番地木村三十三番地	野町十五番地山梨県甲斐国甲府春日	地岡両替町四丁目二十番	岡馬場町百二十五番地静岡県駿河国安部郡静	山博石町七番地北海道渡島国松前郡福	盛村百九十六番地		屋町十八番地屋町十八番地	日向方 岡新谷町十二番地 田前子町十二番地
平民	[平	平民	平民	士 族	平民	士族		平民	士族
主新聞社			請婚 売業油	農		無職	農		樹 ? 医	無職
				甥 前島豊太郎の	岡警察署雇。 館道場主、静			裁判所) 世界 一	・ 野取月一日、 東球及び は 大学の で に 大学の で に 大学の に た に に に に に に に に に に に に に	元小学校教員

右の外、 前掲明治政史その他により、関係者と思われる者を左に掲ぐ。 (宮崎邸強盗謀議参加)(前掲明治政史・大正十五年二月二十五日・静(鈴木音高と謀議)(前掲明治政史・大正十五年二月七日・静岡新報)。 前島宅の謀議参加) (前掲明治政史・大正十五年四月十六日・静岡新報)。 (前掲明治政史・大正十五年三月二十七日・静岡新報)。 静岡新報)。

(在京の同志) (前掲自由党史・下巻・一二三頁)

東京での謀議参加)

(前掲明治政史·大正十五年五月二日·静岡新報)。

静岡新報)。 その他、 前掲明治政史によると、前島豊太郎が当初からしばしば一派の者と謀議したとしている(例えば前掲明治政史・大正十五年二月九日・ しかし、前島は前にも述べたごとく、禁獄三年の刑で明治十八年二月二十五日まで服役しているから(明治十九年二月二十七日・ (代言人) (暗殺計画参加) (村本・前掲静岡事件・一二六頁)

岡大務新聞)、 右 0 犯罪一 覧表で判明するごとく、 彼の事件への参加は疑問である。 鈴木一 派の強盗は十七年末で一応終り、 十八年からは清水親子のみの犯行が 9 づい 7

強盜 いる。 「得る能はざる成績に終つたので、 0 実行を打ち切つた理由は、 この強盗事件は、 他に道を求むべく再び考慮をめぐらす様になつた」 清水親子が独自に行つたものであつて、 前掲明治政史によると、強盗による資金の調達が 遉一同も弥々強盗を以て資金を得る事は、
 一派の計画には無関係であつたともいわれている。(ヨ) 徒に罪を重ぬるばかりであつて、 「革命軍を起す所か、 爆弾購入の 得る処は更 費用さ 派が

まず山田八十太郎の妻女は、 かくして十八年以降は、 派の者は頻繁に上京、 政府高官の家に女中に雇われ、 政府高官の動静を伺い、 機会をみて暗殺を実行すべく十八年三月上京したが、 専ら暗殺計画の実行に専念したようである。 政府高

ためであつた。

ないと気付いたので、

われる。 官邸の下 女雇入は身許調査が厳重で、 到底その 目的を達することができないことがわかり、 翌月空しく浜松へ帰つたとも

鈴木音高ら三名の者は、 また、 十九年に予定されている箱根離宮落成の機会を把え、 箱根山 一中の実地見聞を行つた。 ③ その祝賀式に参列する高官の暗殺計画を練り、 十八年の春

(五八九)

があつたのか、その点はわからないが、中止されたようにも思われる。因みに足立邦太郎は、花火製造の経験者であつた。(※) ある。 しかし、 時期は明らかでないが、 鈴木一派の逮捕の際、 中野、 爆弾が押収された形跡はないから、 山田、足立の三名が手製爆弾の試験を「天竜川の奥六里」の地点で行つたことも 爆弾の製造は、資金難からか、 あるいは他に理由

を整えたという。(38) 派の得た情報によると祝賀式の日取りは、六月二十八日であつたともいうし、また七月十日という説もある)。そうした武器を調達する(4) の」と、それぞれ役割が定められたといわれる。しかし、小池勇の自叙伝によると、当時彼は多治見に在つて在京していな(39) たものであり、 本鏡太郎の情報にもとづき、五月二十八日、浅草井生村楼で行われた演説会終了後、 高官が一堂に会するこの機会を利用し、暗殺計画を実行に移すべく種々の準備に取りかかつた。 十九年の初夏、 したがつて、 短銃は真野の所有物一梃のみで、爆弾は前にも述べたごとく皆無である。 小池勇の五名が、会食を行つて最終的に襲撃計画を確認、鈴木(辰) の提案で、 それによると「爆弾を投込むもの、 彼が最終謀議に参加したというのは誤りである。 この計画はそれより先き、神田猿楽町の下宿屋大橋平三郎宅で、鈴木 (音)、 箱根離宮の落成祝賀式が、現地ではなく東京の華族会館で行われるとの情報をつかんだ鈴木一派は、 短銃を以て乱射乱入するもの、 また、 裁判の際の押収物品をみるに、 決行の日までの約一ヵ月有余の間に(一 抜刀隊として 裏門から斬り込むべきも 同楼内で、 静岡の残留同志の上京を促す手筈 鈴木 (辰)、宮本、湊らが作つ 宮本、 前掲明治政史によると、宮 鈴木音高、鈴木辰三、 日本刀の類は若干 政府

もその帰途に捕えられた。翌朝、鈴木音高は浅草の待合名倉で、宮本は新桜田町石井忠七方で、藪は市ケ谷寺谷町長延寺で、 視庁の一斉検挙がはじまつたのが、この日であつた。まず湊が、万安から出た直後、 で送別会を行つた。会する者は、 かくして決行の手筈を整えた一派の者は、湊を静岡へ帰して急を同志に伝えることになり、六月十二日夜、 鈴木音高はじめ六、七名で、伊藤痴遊もその中にいたと、自ら語つている。ところが、警 出雲橋附近で逮捕された。高橋六十郎 木挽町の万安

予定であつたとも考えられるが、果してどれだけの成算があつたかはわからない。

手塚註)、荒川太郎の名がみえている。さらに「自由党史」によると、松村弁次郎、島森友吉も東京で逮捕された。 (②) 検挙された。そのほか、同年六月十八日・東京日日新聞によると、東京地方での逮捕者として山川善太郎、^(行) た、同月十九日・静岡大務新聞の報道では、それ以外に、井上仁太郎(伊藤の誤りか――手塚註)、浅井万治(方次の誤りか 大橋平三郎、 大関熊吉、矢野由次郎、 片柳俊助、 橋本暁尚、 萩江露八、山田勇次、 門奈良太郎の名をあげている。 荒川高俊、 そのほか、 岡田 ま

同月二十二日・東京横浜毎日新聞は、

村上左一郎(佐一郎の誤り――手塚註)の名古屋での逮捕を報じている

えられ東京へ護送された。 交際し信用ありしも、遂に発覚したるものなり」と記録されている。広沢幸次郎は郷里の北海道へ逃走したが、七月末に捕^(S) は「志太郡落合村士族清水綱吉及長男高登が、明治十九年六月中、共謀者数人と駿河遠州両国各所侵入し、 足立邦太郎、 り、十三日、 走するものにして、多額の金子入用なりとて金品を強奪したる其数甚だ多くに達し、同人は布教家として各町村上流社会と 静岡地方では、 警視庁から特派された武田警部 名倉良八、上原春夢ら二十数名である。そのほか、 清水親子が藤枝署に逮捕された。 十四日、一斉検挙が行われた。静岡での検挙者は鈴木辰三、小林喜作ら約百名、浜松のそれは中野二郎三郎、 (信寿)、 中山警部(利明)の応援をうけて、 諏訪警部長(棣)の指揮によ 「藤枝警察署沿革史」に 国事に関して奔

ば それとも実際に清水が自首したのか、 後ちに警察の説得に応じて逮捕させたともいわれる人である。留岡氏がこのことと、静岡事件の検挙とを混同されたのか、(68) 任厚く、彼の秘書の役をしていた人である。しかし、 の事を浜松警察署に自首せり」とある。清水は、 この事件発覚の端緒については、小勝俊吉の警視庁への密告によるという説が多い。小勝は自由党員で、とくに星亨の信(3) もしも清水の自首にもとづき警察当局が事件を探知したものならば、当然に静岡県の警察が検挙の主体となつた筈であ 他に傍証もないので断定はできないが、私は留岡手記の説には疑問をもつ。何となれ 自由党高田事件の赤井景韶が脱獄逃亡した際、彼を自宅にかくまつたが、 空知集治監釧路分監の教誨師留岡幸助の手記には「此事件清水綱義こ

自

であろう

分九二

二四

るが、 実際は警視庁の活動によつて摘発が開始されたからである。 警視庁がなんらかの情報で、 事件を探知したとみるべき

警察の密偵で自由党員となつている戸勝新吉(小勝俊吉のことか――手塚註)、海川千太郎(山川善太郎のことか――手塚註)の両 動静と、 文書が湮滅した今となつては、それを否認する根拠もない。 に早川からの報告で、 ため(林藤太郎のことか――手塚註)、 板野は心ならずも種々の情報を早川に伝えた。 武井警部補は、 の養女と結婚し、 であつた。また、 名も静岡地方で種々探索したが、これら両名の得た情報は、わずかに鈴木一派が爆弾製造の準備をしているということだけ 前掲国事探偵によると、事件発覚の原因は全く別のルートである。それによると、静岡地方における旧自由党員の不穏な 同地方に頻々と発生する集団強盗との関連に着目した警視庁の武井慎爾警部補(武田信寿警部を指すものと思われる― 自分の妻を静岡両替町の竹屋に芸者(君香と名のる)として派遣し、鈴木音高一派の動きをスパイさせた。一方、 その養女の実父の早川藤吉から物質的に援助をうけることになつたが、この早川が警視庁の密偵であつた 君香が鈴木一派の板野八十郎(高橋六十郎のことか――手塚註)に東京の下宿を紹介、後ちに板野はこの下宿 鈴木一派の陰謀と強盗を探知したというのである。余りにも芝居じみた筋書ではあるが、警察関係のい。 その妻女からの通報並び

かも知れないが、残念ながらわからない。 た人の密告によつたことは、別の機会に、私が考証した通りである。静岡事件の場合もあるいは意外な事実が伏在している(83) 飯田事件の場合、 従来、発覚のきつかけについて、二、三の説があつたが、事実はそれらとは異なり、挙兵の勧誘をうけ おそらく永遠の謎として残ることであろう。

- (1) 伊藤・前掲裏面史・三二七頁、三三六頁。
- 2 「明治百年静岡県の歩み・結社ばやり(上)」・昭和四十一年八月二十三日・毎日新聞静岡版
- (3) 前掲静岡新聞小史・四頁
- 村本・前掲静岡事件・六四頁。第一審の判決文は、「静岡県議会史」第一巻一二三二頁以下参照。しかし、その日附が「十四年十一月」と誤

もあるが、いずれも誤記であつて、禁獄三年が正しい。讒謗律に「禁錮」刑はないのである。 記されている。なお、前島の刑を「禁錮三年」(前掲静岡新聞小史・四頁)あるいは「禁錮四年」(桜井・前掲静岡物語・四四頁等)とする文献

- (5) 前掲静岡県社会文化史・五七頁―五八頁。 岳南自由党結成の正確な年月日は 明らかでない。 結社として続出した。岳南自由党の場合も、正式な結社として認可されたのは、おそらく集会条例改正以後と思われる。しかし、それ以前から によつて、政治結社は支社を設けることが禁止されたので(第八条)、それ以後は、自由党、改進党の事実上の地方支部であつたものが、 (五七頁)、村本氏は「十四年十月」としておられる(前掲静岡事件・七八頁)。明治十五年六月三日の集会条例改正追加(太政官布告第二七号) 前掲社会文化史は「十五年春」としているし 独立の
- 6 前掲明治政史・大正十五年二月四日・静岡新報。

岳南自由党という名称は用いられていたのかも知れない。

- (7) 明治十五年四月七日『社主替御届』による(「東海暁鐘新報発行願並御指令有限攬眠社再興社則定款」・静岡市史史料第一六冊・昭和四十一
- 8 村本・前掲静岡事件・七八頁
- 9 前掲書・一二一頁―一二五頁。
- 10 前掲自由党史・中巻・三六四頁
- 11 前掲明治政史・大正十五年三月三十日・静岡新報
- 12 伊藤・前掲裏面史・二三二頁―二三三頁。
- 13 五頁)。ところで、深浦は、後ちに明治十九年二月二十五日、 村本氏によると、この計画は、真野真恷の練武館で、鈴木と深浦藤太郎(代言人)とで謀議したものといわれている(前掲静岡事件・一二 前島の出獄祝賀会で祝詞を述べているから(明治十九年二月二十七日・静岡大務新
- (4) 前掲自由党史・下巻・一二○頁→一二一頁。前掲東陲民権史によると、静岡事件の挙兵計画は、最初、藪、 いこともない。むしろそのように推測するのが、自然ではなかろうか。 かし、それ以前に静岡の同志の間でそうした計画が論議され、藪が愛知の村上、岐阜の小池らの意向を打診するため、 水(綱)、湊、鈴木(音)、中野らがそれに賛成したものとしている(五八四頁-五八五頁)。 小池勇の自叙伝によると、 一月、愛知県半田で行われたもので、 たしかに挙兵計画が論議されている(前掲小池勇自叙伝曰・歴史評論昭和三十二年十月号・八七頁)。 し 自由党系の人と思われるが、静岡事件の被告にはなつていない。 小池、 その三者会談は、十七年 特派されたと考えられな 村上の謀議に始まり、 清
- 15 伊藤・前掲痴遊全集・第九巻・二九一頁。なお、関戸・前掲東歴民権史・二一五頁-二一六頁、五八六頁参照
- 田岡・前掲明治叛臣伝・一三〇頁。
- 後藤靖 | 自由民権運動」 (昭和三十三年)・一四六頁

由党静岡事件裁判小考

- 四号・一八頁以下。前掲静岡事件の一考察・郷土史研究第七号・二六頁以下。 村上・前掲小池勇の半生口・歴史評論昭和三十八年八月号・七六頁、前掲岐阜県における自由民権運動・岐阜県高校社会科教育研究会報第
- 檄ヲ遠近ニ伝へ、義ヲ天下ニ声ラシ、大ニ人心ヲ鼓動シテ四方相応スル如キニ至ラハ、奴輩ノ胆ヲ破テ大ニ反省ヲ促シ、或ハ以テ自ラ改メシム 小池勇の自叙伝によると、十七年一月、前述の三者会談の席上、小池は村上、藪の両名に「其手段ノ如キ元ヨリ種々アリト雖モ、身刺客ト
- 義は「上計」ではなく「止ムヲ得サルノ策」と考えられていたことを示している。 ルノ一大動機トナルコトアラン歟」と述べている(卓線点)(前掲小池勇自叙伝)・歴史評論昭和三十二年十月号・八七頁)。同志の間でも、暗殺主ルノ一大動機トナルコトアラン歟」と述べている(卓謀点)(前掲小池勇自叙伝)・歴史評論昭和三十二年十月号・八七頁)。同志の間でも、暗殺主
- 前掲明治政史・大正十五年四月一日・静岡新報。
- 山田「中条景昭伝」・前掲名士伝・一二三八頁。
- 二五頁、一三○頁等参照)。また、鈴木辰三の回顧談によると「私は与らなかつたが、 その事(旧将軍擁立――手塚註)はありました。 それは 音高は中条の隊の副隊長鴨瀬治久を通じて中条に申入れたとしている(一三○頁)。因みに、同書では「中条」が「忠条」と誤記されている(一 前掲明治政史・大正十五年三月三十日、三十一日、四月一日、六日、七日、八日・静岡新報。なお、田岡・前掲明治叛臣伝によると、鈴木
- ふ」(佐野・前掲静岡事件の回顧・一三頁―一四頁)と述べている。一説として掲げておく。 おそらく室田半二の息子が旗本の株を買つて戸田致恭と云つて、田安亀之助(家達)の御相手に出てゐた事があるから其方から入説した事と思
- 前掲自由党史・下巻・一二一頁。なお、擁立せんとしたのは、慶喜でなくて家達であつたとする説もある(前掲明治政史・大正十五年三月
- .24) 前掲明治政史・大正十五年二月三日、四日、五日・静岡新報。伊藤痴遊氏も、時期は明示していないが、鈴木、中野の謀議にもとづくとし ておられる(前掲痴遊全集第九巻・二九二頁―二九三頁)。 村本・前掲静岡事件・一二九頁
- 前掲明治政史・大正十五年四月二十四日 · 静岡新報
- と述べている(前掲全集第九巻・二九三頁)。 前掲明治政史・大正十五年二月二十六日・静岡新報。 なお、 伊藤痴遊氏は「五十箇所も強盗をやつて、その得た金は、二百円余りである」
- 前掲明治政史・大正十五年四月二十三日・静岡新報
- 円あれば沢山」とある(明治二十七年一月二十六日・都新聞)。 これが事実とすれば、金額もさることながら、 武器の購入計画も幻想に近い。 門づつ」「買入代金先づ六千円」「兵粮其他の用意に別に一万円」さらに「旗上げの上……檄を四方に発して大挙する」費用を併せ「差当り二万 前掲国事探偵によると、内野次郎太郎(中野の変名)の考えた軍資金使途の内訳は「英のスペンサー銃百挺と弾薬三万発外に野砲臼砲|||

かならずしも現実的なものとは、うけとられていなかつた証拠ではなかろうか。 たところ、翁は稍当惑の色を表はし、暗殺の方丈は出来るだらうと思つたと答えてゐた」(九頁)とある。中野の挙兵計画が、 佐野・前掲静岡事件の回顧には「私は (著者-−手塚註)鈴木翁(辰三−−−手塚註)に当時政府顚覆の事が本当に成功すると思つたかと質問し 幹部の間にすら、

- 30 前掲明治政史・大正十五年四月二十一日・静岡新報
- 31 前掲明治政史・大正十五年五月一日・静岡新報。村本・前掲静岡事件・一一〇頁
- 32 前掲明治政史・大正十五年四月二十四日・静岡新報。
- 33 前掲明治政史・大正十五年四月二十八日、 四月三十日・静岡新報
- 35 34 田岡・前掲明治叛臣伝・一三五頁 前掲明治政史・大正十五年四月三十日・静岡新報。
- 36 静岡大務新聞)。 足立は、明治二十年七月五日の公判廷で「自分は昨年迄は花火を製造する鑑札を所持せしかど云々」と述べている(明治二十年七月十日・
- 37 根山中に集合の手筈をしたとしている。そして箱根踏査も十九年の出来事としている(一三五頁、一三六頁)。 (下巻・一二二頁)。 前掲明治政史・大正十五年五月七日・静岡新報。 しかし、 明治叛臣伝の記述には、 何か錯誤があるように思われるので、私はその説を採らない。 田岡・前掲明治叛臣伝は、この祝賀式場変更の件に言及せず、それがため、 自由党史もこの説を踏襲している 七月三日、 箱
- 38 前掲明治政史・大正十五年五月七日・静岡新報
- 39 前掲明治政史・大正十五年五月六日・静岡新報
- 41 40 前掲明治政史・大正十五年五月六日、 前掲小池勇自叙伝口・歴史評論昭和三十二年十一月号・四九頁。 七日・静岡新報
- $\widehat{42}$ 「七月」(前掲痴遊全集第九巻・二九五頁)としておられる。 れを確めえない。なお、伊藤痴遊氏は、 田岡・前掲明治叛臣伝・一三五頁、 前掲自由党史・下巻・一二二頁。この祝賀式が、いつどこで実際に行われたか、現在のところ、 祝賀式ではなく単なる「夜会」とし、 その時期は「六月二十六日」(前掲裏面史・三四九頁)あるいは
- 43 伊藤・前掲痴逝全集第九巻・二九五頁。
- 前掲明治政史・大正十五年五月九日、十一日、 十二日、 十三日・静岡新報
- 47 明治十九年六月十八日・東京日日新聞
- (報) (報) これら逮捕者の中には、単なる参考人、誤つて捕縛された者、あるいは陰謀には参加したが強盗には関係しなかつた者など、いろいろ

- (5) 前掲自由党史・下巻・一二二頁
- 誤報もあるから(例えば、沢田については六月十九日・静岡大務新聞が訂正している)正確にはわからない。なお、これらの人については前註 京横浜毎日新聞)。 北村五郎兵衛(静岡茶町)、 新聞記事から拾いだせば、 前掲明治政史・大正十五年五月十六日、十七日・静岡新報。 しかし、逮捕されて後ちに放免された者は百名前後いた筈であるから、 (明治十九年六月二十日・毎日新聞)、日高孝八(沼津)、 児玉松之助(同前)、 大橋兼久(同前) (明治十九年六月二十二日・東 **暨崎彦右衛門(静岡宮崎町)、小林七兵衛(安部川町小松楼主)、小松路(小松楼娼妓)、手塚忠兵衛(安部川町逐来楼)、** 次の通りである。影山広正(藤枝)、沢田寧(浜松)(明治十九年六月十五日・静岡大務新聞)、戸田某(静岡三番町)、 なお、静岡県での逮捕者で、事件の被告にはならなかつた者の氏名を、 氏名が報道された者は一部分であり、 しかも単なる
- (52) 藤枝警察署所蔵「藤枝警察署沿革史」・明治十九年之部参照
- 明治十九年七月二十五日・東京日日新聞、 同年七月二十八日・大阪日報、 絵入黄金新聞などに、その逮捕、 護送の記事がある
- いるが、その「某氏」が小勝を指すのか、それとも、清水綱義を指すのか(本稿二三頁参照)、残念ながらわからない。 でたりとの流伝ありしも、爾後、全く訛伝に係るを確知したれば、決して恨みを某氏に懐かざる事」(明治二十年七月五日・時事新報)と述べて のと推測される。 頁―一九七頁。前掲明治叛臣伝の「獅子身中の虫小勝俊吉が警視庁に密告したのである」(一三七頁)という記述が、その後の文献に影響したも 五月十一日・静岡新報。村本・前掲静岡事件・一四七頁。鈴木・前掲三河憲政史料・一四九頁。宮武外骨「明治密偵史」(大正十五年)・一九六 相当つよく後々まで信じられていたのであろう。なお、湊が公判初日(明治二十年七月二日)の冒頭の陳述で「本件の発覚は、某氏の自首に出 く、警視庁の方へは、简抜けに知れて居たのである」(前掲痴遊全集・第九巻・二九五頁)と述べているから、一部同志の間には、小勝密告説が 「小勝は政府の探偵であつた……この人が探偵であつた抔は、 田岡・前掲明治叛臣伝・一三七頁。前掲自由党史・下巻・一二二頁。伊藤・前掲痴遊全集・第九巻・二九五頁。前掲明治政史・大正十五年 前掲明治叛臣伝は、中野の談話をもとにしたと思われるが(西田勝解説・前掲明治叛臣伝・一四三頁)、他方、伊藤痴遊氏も 実に驚き入るの外はない。 其家で開いた秘密会の内容が漏れずに居るべき筈はな
- .55) 前掲清水高忠の記録・うわさ昭和三十八年九月号・一三頁。
- 一件につき、中野二郎三郎は「赤井を密告したものは、清水だと云ふ事だが、確にはわかりません」と語つている(前掲明治叛臣伝・一二八頁 村本・前掲静岡事件・一一二頁以下。赤井の逮捕に、清水は無関係であつたとみる説もある (前掲自由党史・中巻・二九二頁)。また、この
- 前掲藤枝鸞雰署沿革史に、清水の自首一件の記事がないことも、それを否定する有力な傍証であろう。
- れた警視庁の探偵である 前掲国事探偵・明治二十七年二月二十日、三月一日、二日、四月二十日、二十五日、二十八日・都新聞。 (伊藤・前掲明治裏而史・五二頁)。 なお、 林藤太郎は「赤鬼」と呼ば

59 拙稿「自由党飯田事件の裁判に関する一考察」・本誌第三四巻一号・一〇頁以下参照

静岡事件の裁判

事件の内容は以上に述べた通りである。その裁判をめぐるいくつかの問題点を考察するに先立ち、まず裁判の推移

週間を費し、その中から五十余名が収監されたともいわれる。しかし、東京へ護送された者の正確な員数はわからない。(宀) 考人あるいは強盗事件に無関係と認められた者は、逐次釈放されたと思われる。静岡では、逮捕者約百三十名の取調べに三 東京、 静岡その他各地で逮捕された総数は百数十名に達した模様であるが、警察あるいは検事の取調べの結果、 単なる参

明治十九年七月二十八日・絵入黄金新聞は、 次のように報じている (手塚、以下同じ。)

賤機山へ会合せし国事犯など、否強盗の犯罪などと世評一ならざる静岡の拘引事件は、未だ其確かなるは知る能はざるが、

太郎、 村上佐一郎、 小池勇、 小林喜作、浅井満治、鈴木辰三、山田八十八郎、高橋六十郎、木原成烈、名倉良八、潮湖伊助、 凑一郎、上村春夢、鈴木音高、宮本鏡太郎、清水綱義、室田平次、清水高忠、川村弥市、真野真恷、(***) 中野二郎三郎、 **広瀬重雄、** 足立(***

此の外、広沢幸次郎と云ふ者の一人のみ踪踪を失し、 此程其筋にて発見せられ捕縛のうへ不日護送せらるゝ由 所在知れざりしが、 同人は北海道サガレン島に接近せし一孤島に潜伏して居た

れているが、掲げられている人々はすべて公判に廻された者だけである。したがつてこの記事はかなり正確であつたといえ この人名には、 当時明らかに拘留中であつたと思われる小山徳五郎、 大畑常兵衛、 荒川太郎、 島森友吉、 伊藤仁太郎が洩

とすると、検挙後約一ヵ月半を経た七月下旬には、予審へ廻された者をのぞき、逮捕者の大部分は釈放されていたとみ

二九 (五九七)

てよかろう。

が麣物寄蔵と認定されたこと (条第四○○条) 並びに「右二本の脇差を」 小沢清一方強盗に際し 「鈴木辰三に貸与へ」 たことが 畑常兵衛も、予審の決定に異議を唱えたが、それがどんな点であつたかは明らかでない。 (5) おそらく犯意を否認したものと思われる。山田八十太郎は、他の同志と共に「吉橋次郎三方に押入り」たる際「各兇器を携 強盗の従犯(七九条第一○九条)と認定されたことに異議を述べた (本稿一四頁所載犯罪一覧表参照)。その理由はわからないが 渡をうけた者は、 終結し、 へ」たとされ、 東京軽罪裁判所の予審が開始されたのは、 ところが、これに対して検事、被告人の一部から故障の申立が行われたのである 小林喜作が 予審判事関田耖作から終結言渡書が関係者に交附された。重罪に該当すると認定され、 検事は前島格太郎について、 持兇器強盗と認定されたことに対し (同前第三七八条)、兇器は携帯しなかつたと主張した。 「宮本鏡太郎等が吉田清慎方に於て強取せし脇差二本」を「其情を知つて宮本鏡太郎より之を預つた」こと 鈴木音高はじめ二十五名、 水谷九郎兵衛方に公租金が集まつていることを鈴木辰三に告げたこと、 前島豊太郎、荒川太郎、島森友吉、伊藤仁太郎の四名は、 九月からであつたというが、正確な月日はわからない。(2) (四六条以下)。 先ず被告人側にお 東京重罪裁判所へ移すの言 十二月十七日、 また、 免訴の言渡をうけ 並びにそのと 鈴木音高、 予審は 大

き鈴木に脇差を貸し与えたことは、 (七九条第一○九条) であると主張した(本稿一五頁所載犯罪一覧表参照)。 (6) 証拠十分であるから、 予審判事が免訴にしたことは不当であるとし、 それは強盗の従犯

判決の年月日、 容れて、鈴木辰三に対する脇差の貸与は、強盗の従犯ではなく強盗未遂の従犯と認め、山田に対してはその主張をそのまま是 このような故障の申立に対し、東京軽罪裁判所会議局は、 担当裁判官名などは、 大畑の主張はこれを棄却、 残念ながら全くわからない。 また前島については、 判決を下し 検事の主張をそのまま認めたのである。 会議局判決に対しては、 (条第二五二条)、 小林に対してはその主張の(治罪法第二三六)、 小林に対してはその主張の 大審院へ上告もできたが しかし、 部

条1)小林、鈴木(音)、大畑、前島が上告した形跡はない。

重罪裁判所長木原章六宛に、公訴状が提出された (同前第三)。これに先立ち、 新聞紙上にも、 たものとみていい。 件取調べの終結を報じているのが、それである。ようやくこの頃になつて、事件の内容がおぼろげながらも世間に伝えられ 十二月七日予審終結の言渡ありて、近々公判を開かるゝ由」と述べて事件の大要を報じ、また同年四月八日・金城新報が事 的報道が、 かくして会議局判決も確定し、予審手続が一切終つたので、明治二十年五月十七日、東京控訴院検事長野村維章から東京 四月頃からではじめている。例えば同年四月一日・静岡大務新聞が「湊省太郎外廿四名に係る強盗事件は、 その公判近しと思わせる断片 昨年

読売新聞は次のように報じている 「東京重罪裁判所第二期第四一号」の裁判として静岡事件の公判が開始されるに先立つ「下調」は、五月二十四日から開かれ これは治罪法第三七八条の規定により行われるもので、主として弁護人を定むるのが目的である。 同年五月二十五日

調べを終りたる上、 東京重罪裁判所にては、 清水綱義、 湊省太郎、 近日公判を開かるゝ由 宮本鉄太郎、 昨日より静岡事件の被告二十六名の内、毎日五名宛の下調べが始められ、既に調べ済みになりたるは鈴木音 鈴木辰三、 中野次郎三郎、 山田八十治郎、 清水高忠、 潮湖伊助、 藪重雄の十名にて、 残らず下

この「下調」は五月三十一日に終り、弁護人の分担は次のように決定した。

增島六一郎……潮湖、 高橋。 大矢早利……室田 足立、 田山山 武藤直中… 小山 凑 清水(高)。角田真平……鈴木(音)、小林、前島。斎藤孝治……木原、 鈴木(辰)、宮本、上原、真野、大畑。小川三千三……名倉、(11) (12) 清水(綱)。渡辺義雄……小池、 浅井、平沢。 松尾清次郎……

その後、 斎藤孝治代言人が佐渡へ出張のため、小笠原久吉代言人に変更されたが、いずれも当時として一流代言人であり、(ほ)

由党静岡事件裁判小者

三

堂々たる弁護陣であつた。 なお、公判直前、小川代言人が病気のため、その担当は渡辺代言人がひきついだ。(4)

が行われて閉廷した。公判の途中、(5) 開かれた。 公判は、 四日からは連日開廷、七日の午前で事実審理を終了、同日午後と八日午前にわたり、 はじめ六月十七日から開廷の予定であつたが、 被告同志の間に波瀾もあつたが(本稿三九頁以下参照)、被告対裁判所の間には、 弁護側の都合で数回延期され、ようやく七月二日に第一 検事の論告と弁護人の弁論 口 格別の紛

糾もなく終つたのである

年四名、 七月十三日、東京重罪裁判所は、 同十四年二名、 同二年六カ月(監視一年)一名、同一年六カ月(監視十ヵ月、罰金十円)二名であつた。そして前島は無罪放免となつ 同十三年一名、 被告一同に判決の言渡を行い、前島をのぞく二十五名は有罪、その内訳は有期徒刑十五 同十二年七名、 重懲役九年四名、 軽懲役八年一名、 同六年一名、 重禁錮四年

の判決文、本稿五三頁参照)。 この判決に対し、 小山徳五郎、 他の被告はすべて一審判決に服罪していたので、この二人に対する上告棄却を以て、 真野真恷の二名が上告した。しかし、同年十月十三日、大審院はこの上告を棄却した(後掲(5)) 静岡事件

たのである(各人の量刑については本稿四五頁以下参照)。

の裁判は完了したのである。

以下、項を分けて、二、三の問題点を考察する。

裁判管轄の問題

が 静岡事件の犯罪内容は、 先ず問題である すべて静岡県下で発生した強盗事件であるにも拘らず、なぜその裁判が東京において行われたか

治罪法においては、犯罪の地の裁判所を管轄裁判所とする原則があつた。

第四十条 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地ノ裁判所ヲ以テ予審及ヒ公判ノ管轄ナリト

犯罪ノ地分明ナラサル時ハ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

隔の地で逮捕された場合、 ツ犯人ノ捜索証憑ノ蒐集皆ナ犯罪ノ地ニ於テスルヲ以テ最モ便宜」だからである。ところが、この原則を貫くと、(吖) 例外は 「犯罪ノ地分明ナラサル時」に限られていた。 管轄裁判所へ送るために、 多額の費用と日時を要することが予想されたので、(18) そうした原則の立法理由は 「蓋シ証人ノ供述ヲ聴キ犯所ニ 治罪法の施行に先 臨検シ且 犯人が遠

立ち、 明治十四年九月二十日、 太政官布告第四十六号を以て、次のような特例が定められていた。(9)

治罪法第四十条ニ犯罪ノ地ヲ以テ裁判管轄ト規定有之候処当分ノ内犯罪ノ地分明ナル被告人ト雖モ管轄裁判所ヨリ嘱託アリタル時ハ ノ地ノ裁判所之ヲ管轄スヘシ

してみると、大きな不便があつた。それについて、東京軽罪裁判所検事犬塚盛巍より伺いが提出された。 治罪法の原則はすでに施行(H----手塚註)の当初からその一部が崩壊していたのである。しかし、 この特例も実際に施行

明治十五年一月廿四日伺

致スルヲ要セスト思料シタル時ハ事案ノ顚末ヲ犯罪ノ地ノ検事ニ通知シ併セテ其嘱託アル可哉否ヲ照会シ其嘱託ヲ待テ起訴可及手続ニ 所之ヲ管轄ス可キ旨御布告相成候処右実際取扱方ノ儀ハ被告人逮捕ノ地ノ検察官ニ於テ事件ノ模様ヲ審按ツ其被告人ヲ管轄裁判所ニ送 報ヲ借ルニ至テハ其事案ノ顛末ヲ尽ス能ハサル而已ナラス此等ノ事件ハ実際頻々遭遇スル所ニシテ其経費モ亦少額ナラサル儀ト 会ヲモ用ヒスシテ直ニ其被告人ヲ犯罪地ノ検察官ニ送致スルカ如キハ嘱託法ヲ設ケラレタル御旨趣ニ相戾;可申又タ前書ノ照会一々電 犯又へ逃走等ノ恐アリテ解放シ得へカラサル者ニ付テへ如何トモ処分ノ施シ様モ無之去リ迚拘留日数経過ノ一点ニ拘束セラレ前書ノ照 り前記ノ照会中拘留状十日ノ期限ヲ過クル者往々之アリ然ルニ検事ハ之ヲ収監状ニ換へ若クハ被告人ヲ責付スルノ職権ナキニ因リ重罪 状ヲ発シ一応ノ捜査ヲ為シタル後検事ニ送致シタル時ノ如キ其拘留状執行ヨリ概ネ巳ニ六七日ヲ経過スルヲ以テ嘱託ノ義ニ関シ検事ヨ 可有之果シテ然ラハ被告人所在地ノ司法警察官ニ於テ其挙動犯人ト思料スヘキ者アル等現行犯ニ準シ処分シ得ヘキ被告人ヲ逮捕シ拘留 明治十四年太政官第四十六号ヲ以テ前略犯罪ノ地分明ナル被告人ト雖モ管轄裁判所ヨリ嘱託アリタルトキハ其被告人逮捕ノ地

テハ右等ノ場合ニ於テハ如何処分致可哉此段相伺候条至急何分ノ御指揮ヲ仰キ候也

この何いに対して、司法省は内訓を定め、 大審院、 各裁判所、 警視庁、 府県に対して、 次の通達 (日司法省丙第七号達) を発

明治十五年二月十五日乙号内訓

審若クハ公判ヲ求メ一面ハ其犯罪ノ地ノ検察官ニ其旨ヲ通知スヘシ此旨及内訓候也 被告人逮捕ノ地ノ検察官犯罪ノ地ノ検察官ニ照会中拘留ノ儀ニ付伺ノ趣ハ予テ管轄裁判所ヨリ嘱託ヲ為シタルモノト看做シー 面

のといわねばならない。 送れば、 の布告の内容を変更したものといえる。なぜならば、この内訓によつて、 この内訓は、 全て「通知」によつて処理されたものと思われる。したがつて、 逮捕地の裁判所を直ちに管轄裁判所とすることができたからである。 前掲明治十四年太政官布告第四十六号の規定に対する一種の有権解釈とみられなくもないが、 治罪法の犯罪地優先の原則は、 逮捕地の検察官が犯罪地の検察官へ一片の通知を それ以後、「嘱託」 はおそらく名目だけにな その根底がくずれたも 実質的にはそ

は 京で審理されたのは、 か Ļ なかつたにちがいない。 静岡事件の場合、 警視庁の並々ならぬ熱意を物語つている。 その点は正確にはわからない。 検事が静岡軽罪裁判所の検事に嘱託の有無の照会をしたかどうか、それとも単なる通知を発したのみで事を処理 警視庁が主体となつて逮捕にのりだしたことは、 治罪法第四十条にもとづく処置ではなく、 その規定の特例によつたことだけは、 たしかな事実であ 東京軽罪裁判所検事もそれを当然と考えて、 しかし、 検挙の態勢からみても、 警視庁がその逮捕者を静岡へ移送するがごときことは、 東京軽罪裁判所の予審を請求したものと思われる。 後者の公算はつよい。 前節で述べた。 静岡まで二人の警部を派遣したこと いずれにもせよ、 最初から考慮してい 静岡事件が東 した 但

告の内容を実質的には変えているからである。 ^(図) し かし、 前に述べた司法省内訓の措置は、 当時の法律制度のもとにおいても、 当時の法律家でも、 例えば井上操氏のごときは次のように指摘している。(※) 不合理を免かれない。 内訓を以て太政官布

効トセサル可カラサルカ如キ不都合ヲ生スルニ至ルヘシ。斯ク不都合ヲ生スル以上ハ、治罪法ノ本文通リニ行フカ、又ハ尚一ノ布告ヲ発 其証拠ヲ一見セント申立ツルトキハ、 ・テ、逮捕地ヲ以テ管理ストセサレハ、実際上甚タ困難ヲ生シ尚ホ一層ノ不都合ヲ来スニ至ルヘキナリ(与蠓)。 此内訓ニ従テ処置スヘケレトモ、 尚ホ不都合ナキ能ハサルナリ。 逮捕地ノ裁判所ハ如何トモスルコト能ハス。因テ嘱託アル以前ニ行ヒタル手続アレハ、 即チ被告人弁護人ヨリ、 犯罪地ノ裁判所ヨリ嘱託アリタルヤ否ヤ、 皆之ヲ無

断して上告もできた)(系第二七八条)、興味ふかい結果を生じたかも知れない。もちろん最終的には、を衝いて、予審の際、故障申立を行い(三四条)、または公判に際し、管轄違いの申立を行つたなを衝いて、予審の際、故障申立を行い(治)治罪法第)、または公判に際し、管轄違いの申立を行つたな は られた形跡は全く存在しない。否、第二回の公判廷で(七月四日)、 告第四十六号による「嘱託」の方法で、東京重罪裁判所の管轄が決定したとは思われるが、それにしても、 意気を示す一波瀾はまぬがれなかつたであろう。 当然の見解である。 満足なり」と述べている。(%) 静岡事件の場合にも、この内訓にもとづく措置であつた公算が大きいから、 私は、 その理由の理解に苦しむ。 しかし、 静岡事件裁判の全過程において、そうした管轄の問題が採りあげ 湊は「犯罪の地は静岡なるも、 管轄違いの申立を行つたならば 却て当法廷に移されたる もしも被告側からその点 前揭明治十四年太政官布 (棄却の際は、 国事犯被告の心 公判を中

二 内乱罪あるいは爆発物取締罰則が適用されなかつた理由

前節で述べたごとく、

静岡事件の鈴木一

派は、

政府顚覆を目的とする内乱の陰謀を企て、

次いで政府変乱を目的とする高

製造を行つた形跡もある。 官暗殺計画を練り、それらの資金調達を計るため強盗を行つたことは明らかである。 それにもかかわらず、 裁判の過程において表面にあらわれたのは、 さらに多少不確実ではあるが、 単に強盗事件だけであつて、

三五(六)

それ以外のことは明るみにでていない。 由党静岡事件裁判小考 静岡事件の裁判において、 このことはやはり究明すべき問題点の一つであろう。 三六

判判決所 官布告第三二号) る。 事犯として取扱うことを回避し、 大阪事件 て賞揚されるし、また高等法院の判決もかならずしも政府の企図に追随したものではなかつた。それがため、政府は十六年十 た 元来, (条第八 下三)。 静岡事件に先立つ秩父騒動 の裁判が、その例である。また加波山事件で爆弾が使用されたのに鑑み、 治罪法の一部改正を行い、 治罪法においては、 (日大阪重罪裁判所判決)である。 福島事件 爆発物使用の殺傷事件に極刑を科し、 (月一日判決) と高田事件 内乱、 (浦和重罪裁判所判決)、(明治十八年二月十九日)、 強盗、 通常裁判所にも国事犯審理の権限を与えた。その実例が飯田事件 外患などの国事犯は、 放火、 と同時に、 殺人、 (日年十二月) その後続発した自由党関係の暴動事件においては、 兇徒聚衆などの一 加波山事件 (明治十九年七月三日、東京、千)、名古屋事件 内乱罪で処罰するのと同一の効果をねらつたのも、(3) 高等法院と称する特別裁判所を開いて審理する方針が採られてい がその例である。 般的破廉恥罪を以て処断する方針が採られ その結果として、 政府は直に爆発物取締罰則を制定し(明治十 被告人は国民的「志士」とし (明治十八年十月二十七) できる限りそれを国 そうし (明治二十年二月二 た国 たのであ 犯

盗罪説もその一つであることは、 それでは、 かならずしもそうではない。 内乱の予備として強盗を行つた場合、 かつて私が別の機会に詳説したので、(3) 当時 そうした場合に関する旧刑法解釈上の学説には、 これを単なる強盗として処罰することは、 ここでは繰りかえさない。 旧刑法の規定の恣意的 V くつかの異説があ 要するに、 政府の方針 ŋ́, 曲解 強 *****

もつとも都合のよい学説を採つたまでである。

回

避方針のあらわれであつた。

器集団 定していたものと思われる。 静岡 強盗の 事 の場合、 確証を握つてから 名古屋事件の前例もあることとて、 派の検挙直後 は ―それは検挙前あるいは検挙直後のことと思われる― 静岡大務新聞は、 警視庁あるいは検事局の方針はおそらく最初か 六月十六日の紙上に 「県下自由党の拘引」と題する社説を 強盗犯のみで処理することが決 Ę おそくとも持兇

掲げ、その中で、

多の党員並に其関係者が続々拘引せらる」を観れば、 其嫌疑の原因の如き、 或は国事に関するの罪犯なるか、或は通例の刑事に関するの犯罪なるか固より知るべからずと雖も、 通例の刑事に関係するの罪犯には非らずして恐くは国事に関するの拘引なるべし 斯くも数

述べている。当局から断片的にながされる情報をもとにしたと思われる新聞記事の動向にこそ、当局の方針がもつとも敏感 国事犯嫌疑なりと云ひ、或は常事犯嫌疑なりと云ひ、諸説紛々たれども、常事犯嫌疑なりと云ふの説稍確実なるが如し」と 現象であつた。例えば、東京横浜毎日新聞のごときは、すでに早く六月二十日の記事で「今回の拘引事件に就きては、 疑にして殺傷強姦等をなせし者ありという」と述べているのが、その例である。この傾向は他の新聞にも一般的にみられる 盗事件であることが専ら報道されはじめた。例えば七月三十日の記事で「鈴木音高外二十六名にかかる強盜嫌疑事件は国事 に関する罪も含み居るやに伝うれど、今日まで取調べられしところにては、決して去ることなく、全く持兇器強盗に係る嫌 と述べ、暗々裡に国事犯たることをほのめかすと共に、それを期待するかの如き書き方をしていたが、 翌月になると、 強

法廷論争が行われた模様は全くない。 あつたから、公判の際、被告側からその主張を述べて争う余地は十分あつたと思われる。にもかかわらず、そうした論点の(3) の意見の違いから(本稿四〇頁参照)、そしてまたその点は問題にしない裁判所の方針のため、軽く葬られたのである。 しかし、内乱予備の強盗の場合、 内乱予備罪のみが成立するという説、あるいは内乱予備罪と強盗罪の「数罪俱発」説も わずかに鈴木音高らから強盗の動機として内乱陰謀の件が若干述べられたが、被告問

に反映していたといえるであろう。

判決直後、七月十五日・静岡大務新聞は「静岡事件落着」と題する社説を掲げ、次のように述べている。

其審問の事実乃普ねく世上に流布するに及びて、果して彼等乃犯罪は単に強盗にして、 他に一片の目的も無く、 唯私利の為めに邪悪

三七 (六〇五)

或は他に陳弁すべき事あれども、特に之を止むと云ふ者等もありて、何と無く公言を憚る如き大目的を有するに似たり。若し之を有す の所為に陥りたるものなるを明にせり。該罪人中、間々犯罪の目的は現政府の腐敗せるを改良するに在りなど陳べ立たる者もあり、 彼等は尚其事実を世上に伝えて、単に強盗犯の汚名を衣ることなかるべし(中略) 甚だ解すべからざる也。若し彼等にして他に犯罪の目的を抱きたるものとせば、之を極言するが為めに、或は傍聴を禁ぜら 彼等は特に破廉耻不徳義の犯罪を以て処断せられ、永く世上に立つ事能はざらんとするの暁に迫り、何を以て之を公言する

彼の廿五名の人々は、 彼等は国家に対し、 仮令如何の目的を抱きたるにもせよ、予輩は其強盗は愛国の精神に出でたりとは謂ふこと能はざるなり 強盗の醜名を以て其家族親戚を辱しめたるのみならず、延々我静岡県の名義を毀傷したること実に 少 しと せ

態度であつたことを痛撃している点は、とくに注目すべきであろう(この被告の態度については、本稿三九頁以下参照)。 強盗そのものを攻撃したのは当然であるが、同時に、法廷において被告達が国事犯たることを強調せず、寔ににえきらない

出ッル如斯モノアリ」(再塚)と述べている。しかし、盟約書があつたとしても、 裁判の結果は同じであつたと思われる。 ず、それがため「国事ニ関スルーツノ証跡ヲ存セサリシ為メ、二十年処刑ノ際ハ全然尋常犯ヲ以テ罰セラル。事ノ予想外ニ る。 て(内乱の予備として) 小池勇は、その自叙伝において、 らば、 盟約書の存在は「内乱ノ陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者」 強盗を行つた場合、 国事犯にならなかつた理由は、彼等が福島事件の例を考え、盟約書のごときものを作ら 単なる強盗罪で処断するというのが、 (五条第二項) にすぎず、 その盟約にもとづい 前述のごとく政府の方針であつたからであ

の量刑には影響なく、 とえ証拠があがり、 次に爆弾の件であるが、年月などに不確実な点もあるが、それを試験したというのは、大体事実としてよかろう。 それに関する記事がある。これが摘発されなかつたのは、 裁判に際し、 山田の刑のみが多少重くなつたかと思われるにすぎない。こんな点からも、 爆発物取締罰則違反が訴因にあつたとしても、 当局が確証をつかめなかつたためかも知れない。 爆弾関係者といわれる人の中、 警察側が証拠の蒐集に努 中野、 前掲国 足立

公判に おける被告側 の姿勢

ど た。それのみならず、 しなかつたのは、 強調することによつて、彼等の真の企図を社会一般に知らせる絶好の手段であつたにもかかわらず、ほとんどそれを問題と 告に利益をもたらすことではなかつたから、 題として争う余地があつたにもかかわらず、被告側が余り関心を示さなかつたことは、 管轄裁判所が静岡ではなく東京に定められたこと、内乱予備の強盗に単なる強盗罪を適用したことなど、いずれも法律問 法律上可能な限りの手段に訴えて法廷闘争を展開したが、それと比較して、静岡事件の被告は余りにも消極 寔に不可思議である。 公判全体を通じ、被告側の態度には甚だにえきらない調子がみられることは、 加波山事件の裁判では、このことが最大の争点となり、 争わなかつたとしても、止むをえない点もあるが、後者は、 前述の通りである。 被告は大審院へ上告するな 前に引用した静岡大務 国事犯たることを 前者は直接に被 的

まずそのことは、 公判第二日の七月四日、最初に訊問をうけた湊省太郎の次の冒頭陳述にもあらわれている。(36) 新聞の指摘

(本稿三八頁参照) する通りである。

Ļ る事実に依り甘んじてそのなす処に任すべし 述べたきことは、我々の意思目的は天能く之を知り居れば、今此に喋々其意思目的は述ぶるを要せざるなり。 陳述するに互にその不徳義なることを云ひたりとて怨むる様のことなからんことを望む。 陳述をされんことを希む。第二に我々心ならずも真に不徳義なる所為をなし、刑法に問はるゝに至れるが、今此の事に付き事実を 本件の申立に付き各被告人等に於て、その申立る処区々相成る様のことありては、殊に不都合と存する故、十分なる注意をな 第三に我々五尺の身命を掛て各被告人等に申 只我々は公訴状に現れた

これは、 被告人一同に対する湊の要望として述べたもので、 同時に彼は裁判長に対しては、

今日となりては最早事実は別に申上げず、 此の儘御処分相成る様願ひたし

自

由党静岡事件裁判小考

り、何卒して其施政上に一大改革を加へんとの事を企て、此の目的を達せんには、必ず幾多の人員と金円とを要するを以て だけをそのまま承認し、その範囲内で被告相互間に陳述のくいちがいがない様に注意し、 云へ、今更遺憾遣る方なきなり云々」というのであつたが、この陳述が、凑並びに彼に同調する被告の顰蹙を買つたのである。(お) り。然るに其志望目的未だ成らずして、単に此の聞くも忌まはしき強盗の結果のみを留むるに至りしは、亦天なり命なりとは 此強盜罪を犯し、一は以て同盟の結合を固ふし、一は以て改革の資金を作りたる者にて、決して一身の私欲の為めに非ざるな 糾を生じているからである。鈴木の主張は「予は原来自由主義を尊ぶ者にて、我が志望目的、 ならば、七月六日の第四回公判で、鈴木音高が、事件の内容が国事犯である旨の陳述を行つたことに端を発し、被告間に紛 御処分」をうけたいというのである。しかし、湊のそうした希望は、かならずしも全員に徹底したものではなかつた。なぜ 鈴木の発言を聞いた中野は、「各被告人等に一言したき事あり」として、次のように述べた。(※) 要するに湊の希望は、被告人一同が、強盗の前提である内乱の企図については沈黙を守り、 事実審理も早々に終らせ、 常に現政府と反対に出つるよ 公訴状の事実 早く

まで熱心して忠告するに、猶ほ諸君は敢て其死を顧みず、婦女子に俲ふて愚痴に類する目的を述べ、果して何の益かあるや んとする者あるは何事ぞや。湊氏は諸君が此の如き挙動あるを見て憤慨に堪へず。昨朝より死を決し食を絶てりと聞けり。 回の公判席に於て、湊省太郎が発言を聞かれざりしや。湊氏は我々の為に其五尺の身体を擲ちて、最も有益なる忠告を為したる其好 今法官閣下並に傍聴人諸君乃面前に言はんと欲して先づ血涙双眼を蔽ひ、悲泣嗚咽して言ふ能はざる者あるなり。各被告諸君は、第 肉身の兄弟と雖も如何で此親愛に優る事あるべきや。然るに諸君の内には往々其忠告を容れずして、 或は無形の意志目的を述べ 湊氏が箇程

山田も中野の意見に同調した。さらに湊自身も、 絶食の理由を次のように述べた。

今回のことはすること為すこと、 只相当の御処置を願う様致したく思ひたるに、 皆目算違となりしものなれば、 被告人中には私の忠告を用ひず、各自その無形に属する目的を陳述するものあり。 今更無形に属する目的を開陳するも、 其詮なければ、

誠に不本意に堪へざるなり。是を以て絶食して命を断たんとはなしたり。

湊の絶食は、 前掲明治叛臣伝では、この紛糾が、全くちがつた意味に表現されている。(②) 五日以来のこととあるから、四日の公判廷で、すでに国事犯の主張をしたものがいたと思われる。

すべき事でない。弁護士も不必要である。僕は裁判長の権能に任かして、相当の罪に服罪する積りである。 運命に立ちいたるは、 激しての事であろう。そもそも諸君と約束したのは、 中野の言葉の大意はかうである――諸君の中には、獄中で絶食するものがあるらしい。これは破廉罪を以て擬せられたので、 初めから分つて居る。今更愚痴を云ふのは男子ではない。従つて弁論によりて、罪を逃れうとするのは、 政府を顚覆しない時には、斬死するか、法網にかゝるかの二つであつた。 それに

この記述によつたと思われる前掲自由党史は、事実をさらに潤色して、次のように述べている。(wi

子の所為にあらず、是故に、予は敢て弁論によりて罪を遁るゝを欲せず。今日に於ては弁護士も亦其必要無し。たゞ裁判長の権能によ りて処断するに任せ、潔く之に服罪するあらんのみと。言々悲壮、聞く者為めに泫然たり。其結果、悉く弁論を用ひずして服罪す。 択ぶにありしに非ずや。果して然らば、今日の如き運命に遭遇するは、当初より既に予期せられたる所、今に迨んで之を恥づるは、男 る結果ならん。然れども予等の諸君と約するの意は、政府顛覆の目的を達する能はずんば、斬死するか、或は法網に罹るか、二者一を 始め東京重罪裁判所の静岡の獄を断ずるや、同志皆な強盗犯を以て擬せられたるを恥ぢ、絶食して死を図る者多し。中野二郎三郎' 法廷に於て一言して曰く、諸君の中には獄中食を絶つ者多しと、思ふにこれ破廉恥罪を以て擬せられたるに激せ

したのは 「弁論を用ひず」というのも事実に反するが(本稿三一頁参照)、それよりも、湊(その他にもあつたかも知れない)が 「絶食」 「強盗犯」を「恥ぢ」たためとするのは、全く正反対である。彼は、 同志の一部が単なる強盗犯に甘んぜず、国事

犯の主張をすることに「絶食」を以て抵抗したのである。

れ以後は、 を為さざるべし」と述べ、被告間の紛争は終つた。伊藤痴遊氏は、これを「一場の悲劇」と呼んでいるが、それは中野の陳 国事犯の主張を行わない申合せが成立したといわれる。そして鈴木音高も「中野氏の言に従ひ決して夫等の陳述

さて、中野と鈴木音高の主張が対立したので、裁判長は一時休憩を宣し、その時間を利用して被告一同協議した結果、

そ

述を「玆に至つた以上は」 国事犯たる主張をせず「潔く藩閥政府の為すに委せて、 男らしい最後を遂げ」 「常事犯の汚名を

受けよ」という「悲壮を極め」た意味に理解されての事である。((4)

的な別の原因があつたにちがいない。 分な根拠があつたように思われる。 それだけのことであつたとは、 犯の汚名」をうけよと主張する湊、 ための資金かせぎであつたことを折にふれて強調せんとする鈴木音高の一派と、 止める必要があつたのか。 それでは、 湊が「絶食」し、 伊藤痴遊氏は、 私には考えられない。 さらに中野が法廷で支援の演説まで行つて、 鈴木音高らが、 中野の一派とが対立、 その原因こそ、 たとえ強盗犯で処罰されるにもせよ、 凑 宮本鏡太郎、 もしそうならば、 中野の説得に屈したからには、 結局、 湊一派が鈴木一派を説得したように云われているが、 (47) 鈴木辰三らによつて行われた宇佐美探偵 むしろ鈴木一派の主張の方が、 なぜ一部同志が述べんとする国事犯の主張を差 そうした愚痴めいたことは止め その強盗は そうした感情論ではなく、 「施政上に一大改革を加 相手側を説得する十 (静岡警察署雇) 「潔く常事 何か決定 べんし

殺しの一件であつたと、

私は考える。

を試み、 鈴木辰三と宮本は、 警察官の犯人に対する着眼点は、此の宇佐美によつて一縷の光明を認めそうになつて来た」ためであつた。 は鈴木辰三に依頼」ということに決まつた。 まり、「最近静岡署のスパイとして雇はれ盛に活動して居る宇佐美某」を「一日も早く何とか処分」することを相談 みである。 宇佐美探偵殺しの一件が書かれているのは、 その夕方、 それによると、 海岸で彼をピストルで射殺したというのである。(48)(49) 同志の一人で静岡署の雇であつた真野真恷を通じて、 明治十七年八月中旬、 というのは これまでの静岡事件関係の諸文献の中で、 鈴木辰三、凑省太郎、 「最近の頻々たる強盗事件に対して、五里夢中の間 鈴木音高その他三、 用宗海岸の料亭に宇佐美を誘いだし、 私の知る限りでは前掲明治政史の 四名の同志が、 この相談の翌日 に彷徨つてゐた 鈴木辰三宅に集 日 の清遊 「万事

そのほか、 明治政史には随所にこの一件の記述がみられる。例えば予審終結の個所で「鈴木辰三や宮本鏡太郎のやつた宇

鈴木辰三がはじめて宇佐美殺しの真相を告白したものと理解したい。 事殺しもした……彼の宮本鏡太郎の如きは、伊豆山の客舎に只一人……此の世を去つた」と述べているのがそれである。 佐美銃殺の一件等、暗の中に葬られてしまつたのである」とか、あるいは宮本逝去についての個所で「辰三と共に用宗の刑(タシ) 治政史が鈴木辰三談にもとづく読物であることは、 前に述べた(本稿六頁註26・参照)。 私は、 事件発生後約四十年にして、

志の危険を避けるため、早く裁判を終らせることが、主たる目的であり、国事犯そのものの是非は問題ではなかつたのであ づめ自分や宮本は断頭台の露と消えなければならぬ。若しこのまゝで進めば重くても廿年を越ゆる様なことはない」という。 れを段々延引せしめて、更に証拠の蒐集にでもかかられ、用宗海岸に於ける宇佐美銃殺の一件でも暴れやうものなら、 に「実際、鈴木辰三から考へれば、予審調書そのまゝを認めて服罪すれば、無期懲役や死罪になる様な事は決してない。そ を招かないため、 殺人の件が明るみにでれば、すくなくとも鈴木辰三と宮本の両名は、死刑を免かれなかつたであろう。そうした最悪の事態 題を公判に持ちだせば、裁判は容易に進行しない。この渋滞の間に、どんなきつかけで殺人の一件が暴露するかもわからな い態度とくに湊、中野等が必死になつて鈴木音高等が国事犯の主張をするのを阻止した謎が氷解する。なぜか。国事犯の問 記述があるが、これこそ鈴木(辰)の偽わらざる告白であつたにちがいない。すなわち、中野、湊らの考えは、 そうした同 この殺人一件が事実であつたという前提にたつて、静岡事件の裁判を瞪めると、その公判で、被告達の採つたにえきらない。 このように考えると、裁判の管轄がどこであろうと歯牙にもかけなかつた理由、そしてまた大半の被告が大審院へ上告 これを陰蔽するためには、早く裁判を終らせるに限る。これが中野一派の思惑であつたと思われるからである。 中野らの勧告をうけいれ鈴木音高らは国事犯の主張をうち切つたものと、私は考える。前掲明治政史

現在までのところ、 私はまだ宇佐美殺しの一件を、 絶対の事実と主張するキメ手はもつていない。 大方の

しなかつた理由も、

おのずから明らかであろう。

自由党静岡事件裁判小考

御教示を乞う所以である。

四、法律適用、量刑、上告

反応を示したかの問題を考察したい。

したか。そしてまた、各被告の量刑がどのような法律操作で決定したか、さらに一部被告の上告に対して、大審院はどんな 次に予審決定言渡書、 公訴状、 第一審判決に至る過程において、それぞれの犯罪事実に対する法律適用がどのように推移

点はなかつた。それがため、予審決定言渡書、 すでに述べたごとく、この裁判においては、予審以来、事実の認定、法律の適用、いずれの面においても、余り大きな争 公訴状、判決書にみられるそれらの点は、若干の個所をのぞき、大きな変化

ま、各被告別に、 犯罪事実の認定とそれに対する法律適用、および判決における量刑を表示すれば、次の通りである。 はみられない。

- 前註(1) 予審決定言渡書の内容は、公訴状とほとんどちがわないから省略した。
- 2 本稿一二頁以下所載犯罪一覧表を参照のこと。 公訴状と判決書とでは、同一犯罪事実に対する事件番号がちがち点を注意すべきである。それぞれの番号が示す具体的な犯罪事実は、
- 3 号で示したものである。 る吸収主義である(旧刑法第一〇〇条)。「数罪俱発の場合云々」とある欄は、それによつて量刑が行われた「一ノ重キ罪」を判決事件番 適用条文はすべて旧刑法のそれである。同法では、数罪俱発の場合(本稿五八頁参照)、「一ノ重キ罪」によつて処罰された。
- (4) 当時の公判においても、検事は論告の際、求刑 刑について述べる場合もある。)を行うが、本裁判のそれは残念ながらわからない。当時の新聞で、 (刑の種類別を示し、有期刑の場合、 刑期は述べないのが通例である。 それを報じたものは、 私の知る限りで また、

はみあたらない。

	釺				宮						氏			
	木					Z	ķ		省				事	
	Ŀ				鏡 太				太			名」	Ą .	
						郎				5 6 2				
8 . 13	12		10	2 4	3 9 •	12		4 • 7	5 • 9			号状された公事件番	公	
378 379 112 113	379 112			78 79	378 379 112 113	380		378 379	378 379 112 113	380	378 379	適用条文	状	
12 • 14 • 16	8 の 2	8 の 1	6	3 4 • 5	12 • 15 • 16	8 の 2	8 の 1	4 • 5	13 • 15	1	3 4 • 5	事っ件れる	判決決	
378 379 112 113	303 302 301 II	378 379		78 79	378 379 112 113	303 302 301 II	378 379	378 379	378 379 112 113	378 380	378 379	適用条文		
	4 4					4 4				1 6		事件は公訴状である。	場合、量刑数罪俱発の	
	378 379						378 379			378 380 酌量1 等減 89 90		適用条文その他	上掲の罪に対する	
	強 持 兇 盗 器					強 持 兇 盗 器				強盗傷害				
	十 有 五 徒 年 刑					十 有 五 規 年 刑				十 有 五 年 和				
												備		
												考		

四五 (六二三)

	足立邦太郎			iz 4	小 山 徳 五 郎			潮 湖 伊 助	山 田 八十太郎	里二息三息	ŕ
9	12	11	12	11	9	12	11	12	11	12	11
378 379 112 113	380	378 379	380	378 379	378 379 112 113	380	378 379	380	378 379	380	378 379
15	8 の 1	7	8 の 1	7	15	8 の 1	7	8 (12 1	7 11	8 の 1	7
378 379 112 113	378 379	378 379	378 379	378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379	378 379	378 379	378 379
	8 12 1			8 の 1	8 0 12 1					12	8 の 1
	378 379			78 79		378 379		378 379 酌量1 等滅 89 90	378 379 酌量2 等減 89 90		78 79
	強 持 兇 盗 器			持 兇 器	強 持 兇 盗 器			強 持 兇 盗 器	強 持 兇 盗 器	強盗	持 兇 器
	十 有 期 徒 刑			有期徒刑	十 有 二 期 年 刑			重 九懲 役 年	軽 八徴 年	十四年	
								それは誤りである。 作のみであるから、 な訴状の法律適用で あるが、			

			7	_							-		
村上	広		鈴	清			清			名			
上 佐	瀬		木	水			水			倉			
_	重		音	高			綱			良			
郎		雄	高	忠			義			八			
4	5	4	4 • 10	5	6	16 1 14 •	5	6	15 1 • • 16 4 • 14	9	12	11	
378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379 112 113	380	378 379	378 379 112 113	380	378 379	378 379 112 113	380	378 379	
4 (4)	13	4	4 • 6	13	1	11 2 9 10	13	1	10 2 11 4 9	15	8 の 1	7	
378 379	378 379 112 113	378 379	378 379	378 379 112 113	378 380	378 379	378 379 112 113	378 380	378 380	378 379 112 113	378 379	378 379	
	1	4	4 (4)		6			6			121 121		
378 379 酌量1 等減 89 90	379 酌量1 等減 89 378		378 379		378 380 酌量 ¹ 等滅 89) 		378 380 酌量 等減 89) L Э		378 379		
強持兇盗器	強	兇 兇		傷 強 害 盗			傷強害盗害			強 持 兇 盗 器			
東 九懲役 年	十二二年	有期徒刑	十四年		十三年	引		十五年	A E		十二年		

四七

(六一五)

前		室							
島		田							
格太		半							
郎		=							
21		20							
378 379 109	152	399 400	378 379 109						
	21	20							
無			無						
罪		399	罪						
91	152	400							
		20							
		20							
		39 40 臟物寄蔵	0						
	1 .	監 罰一重 十 十 年禁 視 金六 月 円 月							
		強盗従犯							

後註 旧刑法の関係条文を左に掲げる。

第一七条 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ発遣シ定役ニ服ス

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト為ス

二四条 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服シ軽禁錮ハ定役ニ服セス重懲役ハ九年以上十一年以下軽懲役ハ六年以上八年以下ト為ス

懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ満ル者ハ第十九条ノ例ニ従フ

禁錮ハ重軽ヲ分タス十一日以上五年以下ト為シ仍ホ各本条ニ於テ其長短ヲ区別ス

第八九条 重罪軽罪違警罪ヲ分タス所犯情状原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ滅軽スルコトヲ得

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減軽ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ仍ホ之ヲ減軽スルコトヲ得

第六九条一項 軽懲役ニ該ル者減軽ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処スルヲ以テ一等ト為ス

第九○糸 酌量減軽ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第一一二条 罪ヲ犯サントシテ巳ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ巳ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ 第一○九条 重罪軽罰ヲ犯スコトヲ知テ器具ヲ給与シ又ハ誘導指示シ其他予備ノ所為ヲ以テ正犯ヲ幇助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ従犯ト為 シ正犯ノ刑ニー等ヲ減ス (以下略)

第一一三条一項 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前条ノ例ニ照シテ処断ス

自由党静岡事件裁判小考

四九

(六一七)

下ノ罰金ヲ附加ス

第一五二条 他人ノ罪ヲ免カレシメンコトヲ図リ其罪証ト為ル可キ物件ヲ隠蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ軽禁錮ニ処シ二円以上二十円以

第三〇一条 (以下略) 人を殴打創傷シ二十日以上ノ時間疾病ニ罹リ又ハ職業ヲ営ムコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ 重禁錮 - 処ス

第三七九条 第三七八条 強盗左ニ記載シタル情状アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盗ノ罪ト為シ軽懲役ニ処ス

一 二人以上共ニ犯シタル時

第四〇〇条

第三八○条 強盗人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ処シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ処ス 一 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時

前条(臟物寄蔵、故買、牙保――手塚註)ノ罰ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

右の表でわかるごとく、全般的には公訴状との間に余り変化はないが、若干の相違はある。その主なる点は、次の通りで

ある。

1 辰三の二人が村民を傷害したが、公訴状では、この事件を一括、強盗傷害(旧刑法第三八○条一項)としていた。 金指銀行事件の場合(公訴状事件番号12)、最初、鈴木頭取宅で強盗を行い、その引揚げ途中、村民と衝突、 宮本、 判決では、 前者には強

害は無期徒刑であるから(同前第三八〇条一項)、もしも、 この事件を二つに分け、鈴木頭取宅の強盗(判決事件番号8の1)と、村民傷害(事件番号8の2)をきり離し、 (旧刑法第三七八条第三七九条)、後者には罪を免かれる為の傷害罪(同前第三○一条──第三○三条)を適用した。 判決が公訴状通りであつたならば、中野、 潮湖、 小山 足立 強盜傷 名

2 小林喜作、 室田半二は強盗従犯(公訴状事件番号19の2、20の一部)が証拠不十分で無罪となつたので、 量刑はかなり軽

倉

川村の量刑は、

かなり重かつたと思われる。

3 前島格太郎の強盗従犯は、前にも述べたごとく、予審で最初は免訴になつたが、検事の故障申立で復活、 判決で結局

無罪となつた。検事も公判廷で「有罪無罪は裁判所の認定に任す」(本稿五六頁参照)と述べていたから当然であろう。

 $\widehat{4}$ 警視庁へ送る調書にも成るべく有利に書かれたのである。これが抑々罪を軽減せられたる重大原因であつたと見ていい」(第1) について前掲明治政史は「山田は浜松署へ出入して、他の方面に於ては尠からず功労のあつた事もあるので、浜松署から 山田は持兇器集団強盗の一人であるにもかかわらず、とくに「酌量二等減」で軽懲役になつているのがめだつ。これ

と述べている。そうした原因があつたかも知れないが、唯一回参加した強盗の際、見張役を務めただけの点が考慮された

た酌量減刑により、公訴状の場合よりも、 このように、東京重罪裁判所の判決の結果は、 刑が若干軽減された。一人ではあるが、無罪放免者もでたのである。しかし、公 少数の被告について、事実認定あるいは法律適用の変更により、

ものと思われる。

院によつて棄却されたことは前にも述べた。次に掲げるのは、それに関する大審院の判決書である。やや冗長ではあるが、

ので、それら被告の間に不満がのこつたことは否めない。その中で、小山、真野が大審院へ上告したが、それも結局、

自己の罪状の中、全部の無罪あるいは一部の無罪を主張した数人の被告の申立は、ほとんど受け入れられなかつた

これまでの静岡事件関係の文献には紹介されていないので、その全文を引用しておく。

明治二十年甲第一二三四号

宣告書

静岡県遠江国敷知郡浜松板屋町七番地 平民 左官職

小 Ш

徳 Ŧ. 郎

四十四年十二月生

静岡県駿河国阿部郡静岡馬場町百二十五番地 士族 無職

自由党静岡事件裁判小考

<u>∓</u>i (六一九)

野 真 恷

三十年一月生

真

適用ス可キモノトス而シテ徳五郎ハ数罪俱発ニ係ルヲ以テ刑法第百条ヲ適用シ一ノ重キ第八其一ノ所為ニ従ヒ刑法第三百七十八条第三 鑆二年六ケ月ニ処シ監視一年ヲ附加スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ被告徳五郎真恷ハ各上告シタリ 以下ノ範囲内ニ於テ処断シ仍ホ同法第三百八十四条ニ依リ監視ニ付スヘキモノトス因テ被告徳五郎ヲ有期徒刑十二年ニ被告真恷ヲ重禁 シ軽懲役ニ処スヘキ処酌量スヘキ情状アルヲ以テ刑法第八十九条第九十条ニ依リ一等ヲ減シ刑法第六十九条ニ依リ重禁錮ニ年以上五 百七十九条ニ依リ有期徒刑 条第八ノ其二ノ所為ハ刑法第三百三条第三百二条第三百一条第二項第十八ノ所為ハ刑法第三百七十八条第三百七十九条第二第百 末第七第八ノ其一ノ所為ハ刑法第三百七十八条第三百七十九条第十五ノ所為ハ刑法第三百七十八条第三百七十九条第百十二条第百十三 徳五郎外 一名 カ強盗及ヒ強盗 ニ処ス可キモノトス被告真恷ハ刑法第三百七十八条第三百七十九条第二第百九条ニ依リ重懲役ヨリ一 ノ情ヲ知リテ器具ヲ給与シタル等ノ被告事件ニ付明治二十年七月十三日東京重罪裁判 所 等ヲ減 [九条ヲ

リト 貸与シテ強盗ヲ幇助シ 告鈴木辰三ノ陳述及ヒ前島格太郎小林喜作室田半二カ弁護人角田真平ノ弁論ヲ採リ前島格太郎カ公租金ノ集リアルヲ告知シ又ハ刀劔 配ヲ受ク可キ者ニ非ラス然ルニ本件裁判ハ自分ニーノ証ナルモノヲ示サス又自分ノ上申シタル処ハーモ裁判セス唯想像ヲ以テ裁判ヲ降 スルモ相被告等ノ上申ハ区々ニシテーモ確乎タル処ナシ然ルニ有期徒刑ヲ適用セラレタル リ左スレハ自分ニ於テ相被告等ト共ニ相謀リタル証拠ノナキコト完全タルモノナリ然ルヲ如何ナル証拠ニ因テ有期徒刑ヲ適用 ヤ不審理ノ一点ニシテ不法ナリ第二東京警視第二局並ニ予審廷ノロ供等ハ係官ノ権意ニ出テタルモノナリ仮リニ相違無キモノト認定 モノカ二者必ラス一ニ居リ是レ不当ノ裁判ナリ第三被告ハ相被告等ト其事ヲ行ヒタルモノト仮定スルモ証拠充分ナラサレハ法律 被告徳五郎ヵ上告ノ要旨ハ第 タルハ不法ナリ因テ公明至当ノ審判ヲ仰クト云フニ在リ被告真恷カ上告ノ要旨ハ被告ハ強盗ノ情ヲ知リテ鉄砲ヲ貸与シタル ルヲ以テ無罪ノ言渡ナカラサルヲ得サルナリ然ルニ原裁判所ハ同被告人前島格太郎ノ為メ小林喜作ノ為メ室田半二ノ為メニ コト 弁明書追申書ヲ以テ拡張スル要旨ハ第一原判文ニ証拠書類 ナラス事実ニ徴セス証 ハ共ニ犯罪ヲ証スル タリトノコト小林喜作カ強盗ノ情ヲ知リテ刀劔ヲ貸与シタリトノコト室田半二カ強盗 拠ノ有無ニ係ラス法律ニ背キ犯罪ノ証拠ヲ明示セス有罪ノ裁判シタル ノ証憑充分ナラサルモノトシ無罪ノ証拠ト為シ置キナカラ特ニ被告ニ対シテハ同 一検事ノ公訴状第九第十二ニ記載アル各名ノ者共ニ於テモ自分ト共ニ事ヲ行タル覚ナシト上申 ノ朗読ヲ聴キトアル E 書類ノ朗 ハ錯誤ニ出テタルモノカ係官ノ権意ニ 読ハ被害者ノ盗難届 ハ不法ナルヲ以テ破毀ヲ求ムト云 ノ情ヲ知リ道案内 一ノ採証法ヲ用 ノミニシテ其他 八同 コト ヒラレ E

式ヲ履行セニニ原裁判所 以テ無 又宮本鏡太郎ハ鈴木辰三方ニアリ 実理 ı 公廷ノ陳述ハ証拠中ノ 証 ۲ ノ下問 齬 明 由 書 アリ 白 類 ノ審問ニ心ヲ用 [タリ 『ヲ為 プノ言 ŀ ラ 本年 - 云ハン 然ルニ 1渡アル サ ν **,** サ 紙 Ŧi. ル 原裁判 朗 月十七日公訴状 カ又ハ擬律ノ錯誤ナリト云ハン乎孰レニセヨ不法ナリト云ヒ又追伸書ヲ以テ前意ヲ敷衍 シ ニョリ公判開廷ノ初日之ヲ _ = ナリト 牛 読 ٤ ・筈ナル え証 ナキ 所ハ各被告人カ公廷ノ陳述ヲ証拠中ノ一ニ採リ言渡書ニ明 セ ラレ ||拠ノ明 夫レ如斯審理ニ先ンチ予想ノ判決ヲ予告セラレ モ ニ有罪ノ宣告セラレ 1 ナリ タ シモ各被告人カ公廷ノ陳 ノ受理 ル短銃ヲ鈴木辰三ニ断 察ニ意ヲ注 故 ニ上告 アリ カス唯 何問 テ 人ニ ≡ り同 タ セ 対 ル シ スル 推 処裁判長ハ之レニ答フル ハ擬律錯誤ナル 測ヲ逞フシテ罪 七月二日公判開廷マテ四十七日間 リ持行キタリト 述中鈴木辰三ニ 各被告人ノ陳 ラ断 述 ノミナラス事実理 於テハ 云フニアリテ上告者カ強盗ノ情ヲ知リテ貸与セ 定セ 而テ結局其予想予告 如 何 自分宅ニ真 ラレタ ジ利 = 汝チハ 記シ置 益 ル 7 由 者 減等シテ軽罪ニ処スヘキ ヲ経過スル ル キナ (恷ヵ措忘レ 三不 ナリ ^ 牛 カラ有 備ア 第三被告ハ強 ノ如ク裁判 陳 述アリ ル裁判ナリ第 二治罪法第三百七十八条下調 罪 タ ジ証 ル 夕 短銃ヲ無断 七 ル ラレ 拠ト 盗ヲ ャ 否 ニョリ ナ 四判文 幇 タ ヲ シ ル 知 助 タ 持 セ ハ被告事件 ル N シ 弁護人撰任 行 ニ各被告人 タリ 証 由 拠無 事 シ ラサ ŀ ナ 理 云 シ カ 如

対手人東京控訴院検事岩田武儀ハ被告両名カ上告ノ理由無キ旨ヲ答弁セ

ス

ル

コト

大審院ニ於テ治罪 左ノ 法第四百二十五条ノ法式ヲ履行シ被告徳五郎ノ代言人熊谷栄蔵 (8) ノ陳弁及ヒ立会検 事 加 納 久宜 ノ意見ヲ聴 + 理 判

告人ハ弁護人共 法ニ非ラサ 解ヲ為 , 当否ヲ論難スルニ過キ (モ公判始末書ヲ査スル(品) 示 ハ下調ヘノ式ヲ履行セ 被告徳五郎カ上告第一第二被告真恷カ上告趣旨前段及ヒ第三第四 サス又被告ノ上申シタル ル + Æ シ ノト メア ル ナ IJ ノ意見ニ 看 ル 一般シ コ 又被告真恷ヵ上告ノ理 ŀ ·八公判 ァ 弁明シタル サ 同 = サ ッ ケテ検 ル シ別段異議ナキ旨ヲ陳 裁判長ハ弁護人被告人等ニ対シ朗読ヲ請求スル V 処ハー 旨喋 始末書ニ ハ治罪法第四百十条ノ各項目ニ適当セサレ 察官ノ証 通リナ 々論難スレ モ 裁判セ 徴シテ明 血拠トセ iv 由 ヲ ŀ 以 ス ス唯想像ヲ以テ裁判シタ ŀ テ再 モー件 ラ ル中ニ犯罪 瞭ナリ又被告ノ陳述シタ 述シアレハ仮令証 ル ٤ 書類 書類ヲ閲 弁明ヲ与フル モ総テ朗 ノ証拠ヲ明示セス有罪 スル 読ヲ略 ニ明治廿年 |拠書類ノ朗読無キモ今日ニ ヲ要セス被告真恷カ第一拡張論旨ハ証 ノ拡張論旨ハ原裁判官ノ特有スル職権内ニ侵入シ事実 n ル ハ上告 ハ不法ナリト論告スレ 事ヲ一 セ 書類アルヤ否ヲ問 ラレ ラ原 七月二日 有罪 々 ノ裁判シタ 裁判 由ト為スヲ得ス被告徳五郎カ上告第三ハ被告ニ 無罪 ス可 被告ニ対 証 フタ ル キ者ニ非ラサ 至リ ኑ ۲ ハ不法ナリト云フ所ア シ下調ヲ為シ且 乜 ル モ被告人ニ証拠物件悉皆ヲ示シ且 彼 ラ = v 各弁護人へ別段請 此 テ異議 論 難ス 拠書類ヲ朗読 V ハ之ヲ裁判 ル ナ シ ッ弁護人ヲ撰定シ \exists ۲ ŀ アリ ν ヲ 得サ 求ナシ尤モ セ ŀ 七 グ判 而 サ ++ モ ル 被告徳五 ル 迚毫 定 者 テ 늄 、又各被 ŀ 云フ モ不 一ツ弁 採証 朗 ス

自

크 ト ハ明瞭ナリ其下調タルヤ其手続ヲ誤リテ前後ニ相成タルモ被告ニ於テ別段異議無キ旨ヲ答ヘアル以上ハ是亦彼此論難スルコトヲ得

ス因テ被告両名カ上告趣旨ハ総テ相立タサル者トス

右ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十七条ニ依リ本案上告ハ棄却スル者也

明治二十年十月十三日大審院ニ於テ検事子爵加納久宜立会宣告ス

大審院刑事第一局長代理

大審院評定官 人見恒

民

大審院評定官 河 口 定

奥山

Щ

本

昌政

同

裁同

判所書記

渡

辺

島田正

章行敬

なかつたとか、ほとんどすべて事実問題にすぎない。元来、大審院は「法律上ノ誤謬アルトキニ覆審スルノミニ限リテ決テ事 この判決にあらわれている上告論旨は、強盗に同行しなかつたとか、あるいは強盗の情を知つて短銃を貸与したものでは

ある。 わずかに真野に関する弁護人選任の問題と、証拠書類朗読省略の問題は、 法律上の争点といえなくもないが、
 前者は

実上ニ立入リテ裁判スルコトナシ」とするものであるから、事実認定の争点をもちこんだ場合、直に一蹴されるのは当然で

判に関し、 題にはならない。要するにこの上告は、最初から法律上の争いにならないものを争つたという印象をうける。 公判進行手続における些少の瑕疵に対するいいがかりとも考えられるし、後者は被告一同承認済のことであつたとすれば問 大審院へ上告して最後まで争うべき法律上の問題点は(前に述べたごとく裁判管轄の問題は、公判中の上告問題である) 静岡事件の裁

内乱予備の強盗を単に強盗罪で処罰することの是非を措いては、

他に考えられない。もちろん、加波山事件の先例もあるご

うな裁判の終結を急ぐ特殊の事情の伏在を考えると、被告側にそれだけの余裕がなかつたのも、止むをえないというべきで 重罪裁判所の判決に挑戦し、 とく、そうした上告理由も大審院の容認するところとはならなかつたであろうが、それにしても、国事犯の被告らしく東京 大審院法廷で堂々争う法律上価値ある問題であつたことは間違いない。 しかし、前に述べたよ

あろう。

- 1 こうしたところからみて、一括船便輸送の件は疑わしい。 二日静岡警察署に一泊(この時抅留状を受取る)、二十五日東京に到着している(前掲小池勇自叙伝口・歴史評論昭和三十二年十月号・五一頁)。 報道によると、清水父子と鈴木辰三は六月十八日午後、警視庁へ護送されて到着しているし(六月二十日・静岡大務新聞)、真野、小林も十九日 に到着している(六月二十二日・同新聞)。また、小池勇の場合は、六月十六日に多治見で逮捕され、十九日に巡査一名に護送されて出立、二十 お、前掲明治政史によると、逮捕者の中、東京へ送つた者は一括して船便を利用したと述べている(前掲明治政史・同前)。しかし、当時の新聞 前掲明治政史・大正十五年五月二十二日・静岡新報。「収監」とあるは、勾留状を執行されたという意味であろう(治罪法第一二七条)。た
- 2
- 3 この荒川は「愛知県の荒川太郎」、島村は「岐阜県の鳥村友吉」のことである(前掲書・三四六頁)。しかし「島村」あるいは「鳥村」は誤りで 「島森友吉」が正しい(前掲自由党史・下巻・一二二頁)。 伊藤痴遊氏は「荒川と島村、それから前島豊太郎の体角太郎と、著者の四人が免訴放免」されたと述べている(前掲裏面史・三五三頁)が、前掲明治政史・大正十五年五月二十三日・静岡新報。なお、重罪の場合も、その予審は軽罪裁判所の管轄である(治罪法第五四条)。
- 小林は、後ちに七月七日の法廷で、強盗の犯意はなかつたことを主張している(明治十七年七月十三日・静岡大務新聞)
- 九一頁参照)。この法理によれば二人組以上の持兇器強盗の内、一人だけ兇器をもたなくても、 その者も持兇器強盗の共同正犯である。 したが の強盗の内、 旧刑法においては、二人以上の強盗で一人が見張をした場合、その者も強盗の共同正犯とされ(明治十七年十月十八日・大判)、また数人 山田の主張は、 一人が家人を殺害した場合、 全員が強盗殺人とされていた(明治十七年十一月十五日・大判)(「日本刑法実用」・明治二十一年・ 法律の適用上は意味がないが、情状酌量については多少の価値がある。
- (6)(7) 故障申立の理由、会議局判決の内容は、申立書、判決書が伝わつていないので詳しくはわからないが、公訴状 この台本は、当時、 渡書は、 前にも一言したごとく、 時事新報参照。また、この覆刻は、前掲静岡市史史料第二九冊・二貫以下参照)末段の記述によつて、その概略を推測した。なお、予審決定言 鈴木辰三の所蔵していた謄本である。 前掲明治政史に覆刻されているが(大正十五年五月二十三日、二十五日、二十六日、二十七日・静岡新報) (明治二十年七月五日・

- 8 |二期重罪裁判所に公訴状が提起されたので、実際の公判は七月になつたが(七月以降は第三期)、なお第二期重罪裁判所の審理として行われたの 条)、一月、四月、七月、十月にそれぞれ一期から四期までの名称が附されて開かれ、 その都度構成員が発令された。 そして前期の審理が後期 にまで及ぶ場合は「前期ノ事件トシテ審判結了スへ」きものとされていた(明治十六年一月十一日・司法省内訓第七一号)。静岡事件の場合、第 治十九年五月五日・勅令第四○号で控訴裁判所は控訴院となる)のある場所では、同院で開かれた。三ヵ月毎の開庁であるから(治罪法第七一 分ノ内二名」と定められていた。なお、重罪裁判所は「控訴裁判所又へ始審裁判所」で開かれるが(治罪法第七二条)、東京のごとく控訴院 (明治二十年四月三日・読売新聞)。 明治二十年六月十六日・静岡大務新聞。明治二十年第二期東京重罪裁判所は、 古字田義鼎 (同前)、 書記は内田正雄 治罪法によると、陪席は四名の筈であるが(第七三条)、明治十四年九月二十日・太政官布告第四六号で「当 (東京控訴院書記)、長谷川己喜馬(同前)という構成が同年四月二日に発令されて開かれていた 裁判長が木原章六(東京控訴院評定官)、 陪席は永井岩之丞
- (9) 第三七八条 人ヲ訊問シ且弁護人ヲ選任シタリヤ否ヲ問フ可シ (下略)。 重罪裁判所長又ハ其委任ヲ受ケタル陪席判事ハ公訴状ノ送達アリタルヨリ二十四時ノ後書記ノ立会ニ依リ被告事件ニ付キ被告 若シ弁護人ヲ選任セサル時ハ裁判所長ノ職権ヲ以テ其裁判所所属ノ代言人中ヨリ之ヲ選任ス
- (10) 明治二十年六月五日·静岡大務新聞:
- (11)(12) この二人の弁護人は、五月三十一日までに決定せず、七月二日の法廷で裁判長の職権で決まつた(明治二十年七月五日・朝野新聞)。
- (13) 明治二十年六月八日・静岡大務新聞
- (14) 同年七月五日・静岡大務新聞。
- 犯罪一覧表参照)(明治二十年七月九日・静岡大務新聞)、また小山の斎藤方強盗並びに鈴木方強盗(本稿一五頁一六頁所載犯罪一覧表参照)に これに対し、検事は「従犯者の内、真野、小林、大畑、室田の四名は、到底免かれ難きも、前島格太郎の所為に至つては、疑はしき廉あるに付 同行せずとの主張(本文に前掲の大審院判決文・本稿五二頁参照)などは、 有罪無罪は裁判所の認定に任す」(明治二十年七月九日・読売新聞)と述べている。なお、上原の斎藤方強盗に同行せずの主張 (本稿一五頁所載 七月八日の法廷で、真野、大畑、上原、 室田、小林、前島の担当弁護人はそれぞれ無罪を主張した(明治二十年七月九日・東京日日新聞)。 検事によつて一蹴されたものと思われる。
- 治二十年七月十五日・朝野新聞、 上告年月日は明らかでない。なお、山田八十太郎、小林喜作も上告の意志があつたが、角田弁護人から慰留されたとも伝えられている(明 時事新報)。
- (17) 宮城浩蔵「日本治罪法講義」第一冊 (刊年不明)・六一一頁。
- 宮城・前掲書・六一四頁、 井上操「治罪法講義」(明治十九年)・上巻・五一二頁。
- 19) 「法規分類大全」第一編・治罪門・刑事諸則・二〇一頁

- 20 21 この伺いと内訓は、 **冨岡門前警察署編「治罪法令訓集」** (明治十六年)・一四三頁以下、「現行治罪法質疑録」(明治十六年)・九四頁以
- 22 力――最高裁判所判決に対する一異見――」本誌第三七巻一号・1|三頁参照)。 明治十年頃までは、下級法令を以て上級法令の内容を変更することは、しばしば行われている(拙稿「明治六年太政官布告第六十五号の効 しかし、 旧刑法、治罪法の施行以後になると、 法令別の効力関
- (23) 井上·前掲治罪法講義·五一三頁。

係が認識されるようになり、そうした現象は逐次減少している。

前第二三六条二項) 「管轄違」を理由とする「故障」の申立である(治罪法第二三四条)。その裁判所の会議局がそれを棄却した場合は、さらに上告もできた(同

(25) 被告は「本案ノ裁判言渡アルマテ何時ニテモ管轄違」の「申立」ができた(同前第二七七条二項)。裁判所がそれを棄却した場合は上告もで

- (26) 明治二十年七月五日・時事新報。きた。その場合、弁論は停止されたのである(同前第二七八条)。
- だけはすくなくとも省ける)、それとも、強盗の裁判ならば、故郷の裁判所よりも知らない土地の裁判所の方が、ていさいがよいと思つたのか、 文で述べるごとく、湊の主張はそうではないから、理由がわからない。東京の裁判所の方が早く審理が終ると考えたのか(被告を護送する手間 彼等の企図を、 法廷の陳述を通じて社会に訴えるというのであれば、静岡よりも東京の裁判所の方が都合がよいことはわかるが、
- (28) 拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三二巻一一号・二七頁以下参照。

ともかく疑問としておく。

爆発物取締罰則の制定事情およびその意義について、私は近く本誌に別稿を発表する積りでいる

(3)(3) 拙稿「自由党名古屋事件裁判考」・本誌第三六巻三号・四一頁以下参照

- (32) これに先立ち、 尽さんとする所の有志者が、 静岡大務新聞は六月二十一日号にも「静岡強盗事件の公判」と題する社説を掲げ「常に自由主義に依て国家のために、 謂はれなく強盗を働き、其金円を以て徒に酒食に浪費するは豈に嘆はしき次第ならずや」と痛撃していた。
- ので、 小屋を焼いて証拠を消したという記述がある(前掲国事探偵・明治二十七年四月二十日、二十一日・都新聞)。 なお、中野は逮捕前に、 気田川(太田川のことか――手塚註)の上流に爆弾製造の小屋を作つていたが、塩酸加里の袋が下流で巡査に拾われ、発覚の危険が迫つた 前掲小池勇自叙伝台・歴史評論昭和三十二年十月・八七頁。
- (35) 爆発物取締罰則 死刑ニ処ス 第三条第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若タハ其使用ニ供スヘキ器具を製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ重懲役ニ処ス 第一条治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者

所持していた爆弾を地中に埋めて、証拠の湮滅を図つたともいわれている(田岡・前掲明治叛臣伝・一三七頁)。

五七 (六二五)

- れば、酌量減刑に、若干の影響(酌量なしかあるいは一等減)があつたかと思われる。 山田の場合は、一回の集団持兇器強盗の見張役であつたためか、情状酌量二等滅で軽懲役に処せられたのであるから、もしも重懲役の余罪があ 刑には影響はない(旧刑法は数罪俱発の場合「一ノ重キニ従」う吸収主義を採つている。第一〇〇条参照)(なお、この点は本稿四四頁参照)。 団持兇器強盗で有期徒刑(旧刑法第三七八条第三七九条第六七条)に処せられているから、他にそれより軽い重懲役の余罪があつても、有期徒 山田の行為が、第三条の「爆発物」の「製造」に該当するとすれば、重懲役である。ところが、中野、足立は数罪俱発の中、
- (36) 明治二十年七月七日・静岡大務新聞。 (37)(38)(39) 明治二十年七月七日・時事新報。 なお、前に述べたごとく、一部被告は無罪を主張したが(本稿五六頁註15・参照)、それについて
- 中野も特別に反駁しなかつた模様である。
- (40) 明治二十年七月十二日·静岡大務新聞。
- (4) 宮武外骨氏は「静岡事件の連累者として石川島監獄に居た平沢幸次郎と云ふ男が『我々を強盗犯人として罰した政府の卑劣陰険は実に憤慨 に堪へませぬ』と切歯して予に語つた事がある」(前掲明治密偵史・一九四頁)と述べているから、鈴木(音)の主張を支持した者もいたにちが
- (42) 前掲明治叛臣伝·一三九頁
- (4) 前掲自由党史・一二三頁―一二四頁。
- (4) 伊藤・前掲全集第九巻・二九七頁、村本・前掲静岡事件。
- (45) 明治二十年七月七日·時事新報。
- (46)(47) 伊藤・前掲全集第九巻・二九六頁--二九七頁
- である。広く御教示を乞う次第である。 の二回に書かれているが、十六日号は、葵文庫所蔵本が欠号のため、私は未見である。静岡県下各図書館に照会したが見当らないのは甚だ残念

(48) 前掲明治政史・大正十五年三月十四日・静岡新報。字佐美殺しの一件は、同新報の三月十四日、十六日(十五日は月曜日で明治政史は休載)

査以上の殉職者を網羅するが(明治時代だけで九名)、巡査以下の雇の記録はない。 当時の警察の探偵はかならずしも常勤ではなく、その身分は雇が多い。静岡県警察本部の記録「警察官殉難記録」は、 明治十二年以降、

巡

- (5) 前掲明治政史・大正十五年五月二十七日・静岡新報
- (51) 前揭明治政史·大正十五年七月一日·静岡新報
- もしそうならば、宇佐美殺しは十七年十二月末以降のことになり、夏の出来事とすれば十八年の夏であつたとしなければならない。十七年 金指銀行事件の翌朝、鈴木辰三が山田に宇佐美殺しの決意を告げたという記事もある(前掲明治政史・大正十五年四月十五日・静岡新報)

撞着の記述があり、この問題もその一例である。 か十八年か、いずれとも断定はできないが、本文では一応「十七年の八月半ば」(前註4・参照)という記述に従つた。 なお、 明治政史には矛盾

- (53)「宇佐美探偵」(名は不詳)が、せめて実在したかどうかを確めたいと思い、私は静岡全市約百七十軒の寺院に、過去帳から「宇佐美」なる 男の調査を依頼したり、また私自身、静岡市役所で、除籍簿により明治十七、八年頃に死亡した宇佐美姓の男を調べる作業も試みてみたが、全 氏、静岡郷土史家村本喜代作氏、市役所嘱託鈴木雄蔵氏、静岡史談会桜井信太郎氏等、多くの方の御援助をうけた。ここに記して厚く御礼申上 て徒労に終つた。 その間、 静岡新聞の滝静雄氏、葵文庫の滝嘉三郎氏、磯田秀治氏、 市史編纂室の安本博氏、的場政幸氏、 日刊静岡の竹内啓祐
- 54 前掲明治政史・大正十五年六月二日・静岡新報

げたい。

- 件を知らなかつたのか、それとも知つていても、それが暴露しないことを予想したためか、そのこともわからない。 らかの関係があつたのか、その辺のことは何とも推測できない。また、鈴木(音)が、裁判の遅延覚悟で敢て国事犯の主張をしたのは、殺人事 湊、 中野、 山田らが、とくに鈴木(辰)と宮本の行為をかばつたのは、彼等の間の交遊事情によるのか、それとも自分達も殺人事件になん
- 56 前掲明治政史・大正十五年六月九日・静岡新報。
- 57 上告申立書に追加する書類である(治罪法第四二三条)。
- 58
- 59 (治罪法第四二一条第四二六条)。 真野は弁護人を選任しなかつたようである。真野の刑は軽罪の刑(重禁錮)であるから、 上告において、かならずしも弁護人は必要でない
- 60 とく静岡事件の公判始末書は、他の裁判関係文書と共に戦災によつて失われたのである。 公判始末書は、裁判所書記が作成する公判の記録 (治罪法第三一七条以下)で、判決原本と共に検事局が保管した。すでに本文で述べたご
- 井上・前掲治罪法講義・上巻・六一二頁。

匹 む す び

ば、まことに平坦であつたといわざるをえない。飯田事件、 述べ、いかにも国事犯らしい裁判であつた。それに反し、静岡事件の場合、 以上が静岡事件裁判の概況であり、それを巡る重要なる問題点は、一応検討した積りである。その裁判を一言で批評すれ 福島事件の裁判の場合、 表面にあらわれた罪状が破廉恥罪であつたため 法廷において被告達が堂々たる所信を

自由党静岡事件裁判小者

(六二七)

台

制約によつて取り下げられたところに、他の自由党関係事件の裁判にみられない特徴がある。その原因こそ、いまなお謎に も表面的には破廉恥罪であつたが、それでも法廷において被告の一部が、国事犯的主張を述べはじめ、一派の所信を披瀝せ とはいえ、終始全く迫力を欠いていた。自由党関係の裁判事件で、これと類似するものに、名古屋事件の裁判がある。 んとしたところ、 裁判長、検事から制止された記録がのこつている。ところが静岡事件の場合は、そうした主張も被告間(1) これ

なお、前掲明治政史には、従来の静岡事件関係文献にはみられないいくつかの新事実を述べているが、その中の一つに、

つつまれている宇佐美殺害事件であつたというのが、私の推論である。

ある。しかし、これは同じく同志の一人荒川太郎の間違いであることを附言しておく。(②)

一派の同志であつた荒川高俊が、島村という仮名で、北海道の集治監に看守として就職、

服役中の同志の世話をした一件が

・) 拙稿・前掲名古屋事件裁判考・本誌第三六巻三号・四八頁。

2 明治十六年七月から二十三年十月まで在職した島村忠政がいるが、時期的にみて別人と思われる。調査していただいた所長木村達重氏の御好意 前掲明治政史・大正十五年六月十二日・静岡新報。 旭川刑務所に保存されている旧集治監関係の職員「任免簿」によると、島村姓の看守は、

3 地定英長男荒川太郎」が「明治二十二年九月五日空知監獄署合宿寄留届出。明治二十三年一月二十一日退去届出」の記載がある。監獄署の合宿 に寄留したからには、その職員であつたのはたしかであるが、看守か押丁かその他の職員かは明らかでない。供野氏の御配慮を感謝したい。 供野外吉氏の御教示によると、空知集治監(二十年一月以降監獄署と改称)所在地の市来知村戸長役場寄留簿に「名古屋区東橋町二二二番

後記 本稿起草に際し、資料の点で最高裁判所首席調査官中野次雄氏の御配慮を得た。ここに記して厚く御礼申上げたい。

(三月二十九日稿)